
第5回 飯南町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年9月14日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和5年9月14日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	早 樋 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	熊 谷 兼 樹	4番	内 藤 眞 一
5番	高 橋 英 次	6番	安 部 誠 也
7番	景 山 登 美 男	8番	安 部 丘
9番	平 石 玲 児	10番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 那 須 和 博 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
防災危機管理室長	田 村 剛	住 民 課 長	永 井 あ け み
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
保健福祉課長	安 部 農	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
基 幹 支 所 長	深 石 尚 志	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、那須総務課長、長島産業振興課長は病気療養のため欠席です。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

子どもたちが戻って来たい、住み続けたいと思える町を目指します。戸谷ひとみです。

まずは、8月後半に報道された、飯南町立小学校のいじめ事案について質問します。令和4年9月14日、教育委員会と学校の関係者、被害者の保護者と代理人が参加した打合せの結果によると、教育委員会としては、本件については、重大事態事案が発生したものであるとして、調査、検討している。ということが確認できます。

飯南町いじめ防止基本方針には、重大事態が発生した場合、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為をとめる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ちついた学校生活復帰の支援や、学習支援等を行うとあります。

いじめを受けて学校に行けなくなった児童に対して、どのような学習支援、学びの保障を行ってきたのかをお伺いします。

保護者からどのような要望があり、それに対して、どのような理由で、どのような対応をしたのか、具体的に教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。おはようございます。

はじめに、今回の町内小学校におけるいじめ事案では、町内小学校に在籍する低学年児童が、現在も学校へ通えない状況が続いており、いまだ改善につながっていないことは、私としても、大変心苦しく思っております。

そしてこの事案は、保護者から提出された申立て書を受けて設置された有識者による飯南町いじめ問題対応会議において、重大事態として認定されておりました、今後の対応についても提言をいただいております。

現在、教育委員会と学校は、児童の主治医と保護者などで関係者で、今後の対応について話し合いを進めており、何よりも、児童の気持ちに寄り添いながら、慎重に対応したいと考えております。

なお議員からは、通告に基づき様々な質問されることと思っておりますけれども、いじめ事案につきましては、関係者のプライバシーに十分な配慮が必要です。

明確な答弁ができかねる場面もあろうかと思っておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

はじめにご質問ですが、学習支援、学びの保障についてご質問いただきました。この児童は、昨年の1学期には、保護者の付添いのもとで通学ができていましたが、2学期からは学校に通えない状況となったため、リモート事業によりまず学習を補ってまいりました。

しかし、小学校の低学年にとってリモート事業に中集中するということは、なかなか難しい面がありまして、主治医の判断もあって、11月中旬には取りやめています。

また、保護者からの要望に応じまして、雲南市教育委員会と協議をし、雲南市内の教育支援センターで、2週間に1回程度の体験利用から、受入れ可能であるという状態を調整してつくってはおります。

そして「めだかの学校」これ町内の施設ですけれども、そこでの学習指導という要望もございましたけれども、現状の体制では十分な指導体制が整っておりません、これは実現できておりません。

したがって現在は、日々の課題や事業内容等について、ワークシートや資料を自宅に届け、教職員が保護者に電話連絡をとりながら、自宅で学習をしておられる状況でございます。

なお、今年の4月下旬に、教育委員会、学校、児童の主治医、そして保護者で、児童の学校復帰に向けた話し合いを行い、まずは、当該校の担任との面談から始めて見ることとなったのですけれども、児童本人にお話をしたところ、強い拒否反応が示されたということでございまして、現在は、子どもさんの気持ちを最優先にしている状況でございます。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

保護者からは、各教科の指導者の写しの提供を希望したというふうに聞いていますが、その心情をどのように認識されていますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

現在学習の保障につきましては、先ほど説明したとおりでございます。こうした状況でございますので、当然、保護者をご心配される気持ち、あるいは焦りを感じられる、そういう心情であろうというのは、私としても認識をしております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

保護者さんとお話をする中で感じたのは、生活習慣だけでなく教育にもとても熱心だということです。

学校に行かせたいけど、不安が解消されないので行けない。学びの保障をしてほしいと様々な提案をしても、ことごとく断られる。だから自分で教えるしかない。

学校に行けない期間が長引き、教える内容も難しくなっていく。この教え方で合っているのか不安。学校に行けている子どもたちが、いろいろな学校行事に参加し、いろいろな体験ができていのに、いじめにあわが子はそれができない。せめて、学習面では引けをとらないようにしたい。学校に行っている子どもたちと、同じ内容を同じように教えたい。だから指導書の写しが欲しいんだと、私は理解しています。そんな悲痛な叫びを感じ取れていますか。

今もなお、子どもさんの学びの保障がなされず、不安な気持ちを持ち続けている保護者に対し、「学習支援等をする」と書いてある飯南町いじめ防止基本方針にのっとり、各教科の指導書の写しを早急に提供すべきだと思います。教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

続きまして指導用教科書のことについて、質問でした。

保護者さんからは、教師用指導書の写しの提供について、学校にも相談がっております。教育委員会としましても、教師用指導書を発行している企業に問い合わせをしました。著作権の関係で、教師用指導書の写しを提供することは難しいという判断でございます。そうしたことで現状は、授業で使用しているプリントなどを提供しているのが現状でございます。

なお先ほど申しましたように、子どもさんは、今ですね直接、学校の先生方と話をする状態ではないです。そうした心理状態にないということで、これが本当に学校現場としても、大変苦勞しているところがございます。そののこのところについてはご理解をいただきたいと思っております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

著作権法違反に該当するものではないと考える専門家もいる状況です。もう一度検討をお願いします。

次の質問に移ります。

「相手が心や体に苦しさや痛みを感じたらいじめ」と定められています。全国的にいじめの認知件数は年々増えており、いじめが多い学年は、小学校低学年であるそうです。飯南町の小中学校でのいじめの状況を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

はじめに、飯南町の小中学校での「いじめ」の状況ということでございました。令和4年度ですけれども、問題行動報告書というのが提出をされます。事案については中学校で8件、小学校で29件が報告をされております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

いじめなのかふざけなのか、周りからでは判断が難しいこともあると思いますが、その境界線は「相手が嫌がっているかどうか」で、嫌がっていれば、どんなささいなことでも「いじめ」です。逆に、嫌がっていなければ、客観的に見てつらそうでも「ふざけっこ」であると言えるそうです。

今回のことがあり、いじめに対する考え方が、昔とは明らかに変わっていることを学んだとともに、保護者として「いじめ」をしっかりと理解し、子どもに教えることの重要性を知りました。

本人に、いじめたつもりはなくても、いじめの加害者になる可能性はあるのです。誰もが被害者・加害者になりうる時代ですから、私たち大人もいじめに対する認識をアップデートする必要があります。

飯南町いじめ防止基本方針にも、いじめの防止のために、まち全体への普及啓発が必要とあります。本年度中に普及啓発を行う意思がありますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

次に、いじめ防止に必要な、まち全体への啓発ということでございました。

現在、学校では、児童へのアンケート調査による学校内の「いじめ」の状況把握や、教職員研修の実施による、教職員のいわゆる生徒指導の資質向上、これに取り組んでおります。

また、今年からは新たに、心理テストを含めた、これアンケートQ Uというんですけども、心理テストを含めたアンケートを導入することで、より早く、きめ細かな情報を把握できるようになり、いじめの早期発見や未然防止につながるものと期待をしております。

議員も述べられましたけれども、世の中の「いじめ」に対する考え方も変化をきています。飯南町いじめ防止基本方針の中にも、いじめ防止の観点から「町全体への普及啓発」というのが掲げられております。

今後、町長部局と連携して、学校、家庭、地域が一体となったいじめ防止のための普及啓発を進めていきたいと考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

最近の性教育では、3歳頃から、他人はもちろん家族や親しい間柄であっても、勝手に見せたり、触らせたり、写真を撮らせたりしないプライベートゾーンを教えるのがよいとされています。プライベートゾーンとは、水着を着たときに隠れる場所、性器や胸、お尻と口のことを言います。

今回の報道によると、被害児童は、暴力を受けたり、局部を触られるなどのいじめを受けて、PTSD心的外傷後ストレス障害と診断されたとあります。誰かの局部を触るという行為は、私が子どもの頃には、男の子同士でよく見られた光景です。

しかし、性被害は、誰にでも起こりうることで、「絶対にダメ」という認識を持つべきだと知りました。

遊びの中でお尻を触る、スカートめくりをする、カンチョウなどなど、お友達の体を悪気なく触ってしまい、触られたことで傷ついている子どももたくさんいて、このような相談が年々増えているのが現状だとのこと。

幼いときの性被害は、長く被害者を苦しめます。周りの大人たちが、被害を訴える子の心身のケアと、加害した子の背景にあるものの解決に力を合わせて取り組むべきとのこと。

性犯罪は、被害にあうことばかりでなく、気づけばわが子が加害者になっているパターンもあり、ルールを知らないがために悪気なくやってしまう「うっかり加害者」になることもあるそうです。

子育ての常識が、新たなステージに来ている今、子どもと関わる大人の知識もアップデートする必要があります。日本は先進国の中で一番性教育が遅れており、30年前とほとんど変わっていないといっても過言ではないそうです。小さな頃から性教育をすることはとても有意義で、子どもたちの将来を守るうえでも大切です。そこにどんな危険があるのか、どれくらい人を傷つけてしまうのか、子どもたちは、ただ知らないのです。

性の加害者にも、被害者にもならないために、まち全体への普及啓発を早急に行う意思はありますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

次に、プライベートゾーンに関する研修をということでございました。

現在小中学校では、「生命（いのち）の安全教育」という文科省の取り組みに合わせて、一つは「生命（いのち）を大切にする」、二つ目に「加害者にならない」、三つ目に「被害者にならない」、四つ目に「傍観者にならない」、こういう基本方針に従い児童生徒への指導をさらに進めております。

先ほども答弁しましたように、いじめ防止に必要な学校、家庭、地域が一体となった普及啓発、これ大切だと思っております、これとあわせて、こうしたプライベートゾーンや性犯罪に関する意識啓発も含めて、「相手を思いやる気持ち」、そして人権意識を高めてまいりたいと考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

学校に行きたいのに、いじめが原因で不登校のまま1年が経過している子がいると知ったとき、うちの子たちは動揺しました。しかも、教育委員会の対応が不十分であるという訴えもあり、ショックを受けたようでした。

住んでいる町が、不名誉なことでニュースになれば、町全体が傷つきます。今回は学校が舞台になっているので、子どもたちも傷ついていると思います。事実を解明し、必要な謝罪をし、早急に問題を改善する必要があります。

子どもたちが、町に誇りを持たなくなり、大人を信じられなくなることもあるため、このような状態を長引かせてはいけないと思います。

教育委員会の信頼回復のために、全部の小中学校で、子どもや保護者向けに説明会を開催することを求めます。教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

続きまして説明会の開催ということでした。

このたびの報道につきましては、住民や保護者、そして児童生徒にとっては衝撃的なものだったろうと思っております。

一方で、今回の報道を受けて、「飯南町の学校の先生方は一生懸命頑張ってくれている。この報道によって先生方が心を痛めないようにしてほしい」あるいは、「先生や学校が頑張っているのに、こういう報道がされたことはとても残念だ」そういうお電話をされる方もありました。

教育委員会としては、今回の記者会見にあたり、被害児童はもちろんですが、関わりのあった児童や教職員など関係者のプライバシーに十分に配慮して会見に臨みました。そして、記者会見の後には臨時校長会を開催し、当該校だけでなく、町内小中学校全体のこととして、保護者や児童生徒に目配りをし、心配なら遠慮なく相談していただくように、保護者あての文書を発信するなどして、教育委員会として必要な対策を講じた上で、2学期をスタートさせたところです。

議員のほうからは、教育委員会の信頼回復のために、説明会を開くべきということでお話をいただきましたけれども、こうしたように、教育委員会として必要な対策を講じた上で対応しております。

また、この事案につきましては、プライバシーに十分な配慮が必要な事案であるとともに、教育委員会としても、学校と十分に連携して答申の提言に基づき、慎重に対応を検討している真っ最中でございます。

したがって、このことについて、個別の説明会を開催する考えはございません。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

平成29年に、文部科学省から出された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を、当然ご存じだと思いますが、今回の事案は、本当にこのガイドラインに沿って進められたのでしょうか。被害者の保護者の話を聞いていると、疑問を感じずにはいられません。

第1、「学校の設置者及び学校の基本的姿勢」に書かれていることを守りましたか。

第5、被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等にある「説明書の注意点」を守りましたか。事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により、被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らか

かである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこととあります。

保護者からは、今まで謝罪を受けたことは一度もないと聞いています。そんな対応で信頼関係が築けるとお考えですか。

第6、調査の実施「調査実施中の経過報告」には、学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して、説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行うとありますが、守れていましたか。

第7、調査結果の説明・公表では、「被害児童生徒・保護者に対して、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である」「いたずらに、個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない」とあります。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って対応できていたのかどうか、教育長にお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

次に、ガイドラインに沿った対応ができたかどうかというご質問でしたが、その質問の過程で謝罪についての話がございました。

謝罪をということでございますけれども、私は今は何よりも、現在の子どもさんにとって何が必要なのか、そして子どもの気持ちに寄り添って、主治医など専門的知見を聞きながら慎重に話し合いを進めているという最中でございます。

また、学校が本当に一生懸命に対応している姿も私も目のあたりにしていますし、もちろん保護者の方のご心配もよくわかります。教育委員会としても、いろいろな解決策を模索する中で、なかなか解決できない事例も当然感じております。

そうしたことを総じて、本当に心苦しいという表現、これを使って記者会見させていただいております。これが私の今の偽らざる気持ちでございます。

それから、重大事態に対応してガイドラインに沿って対応できてるかということでございますけれども、このガイドラインにつきましては議員からも詳しく述べていただきました。

まず、この問題に関しましては、はじめから「いじめ」と認識して、当該校で組織的に対応してきております。その過程の中で、被害保護者から申立書が提出をされましたので、昨年8月、弁護士、臨床心理士、医師、社会福祉士、有識者を委員とする「いじめ問題対応会議」を設置して、教育委員会の諮問機関として、事案の調査や検証を行ってきました。

本当に親身になって精力的に議論をしていただいたとっておりまして、大変感謝をしております。

また、素案の段階で、被害保護者の代理人に必要な説明を行い、意見を求めた上で最終答申を策定していただき、今年の4月に私に最終答申をいただいております。

このように対応会議の調査につきましては、議員言われましたようにガイドラインに沿って、適切に対応していただいたと認識をしております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

報道後、記者会見を開いた保護者さんの話を聞きに行きました。勇気の必要な行動を起こさせるだけの理由があると思ったからです。

保護者は、「飯南町内小学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書について」の答申に、不満を持ちました。具体的には、答申を作成したメンバーに不満があるとのことでした。飯南町の住民がいること、教育委員がいること、精神科医でない元町立病院の医師だったことなど、小さいコミュニティで町行政と横のつながりがありすぎる点が、特に気になるようでした。

答申を受け取ったときは、納得していない部分もあるけど、答申に書かれた提言については申し分ないので、子どものことを思うと、提言内容の実現に向けて早く取り組んでほしい。そんな気持ちから、不満をのみ込んだとのことでした。

一方で、答申をまとめられた飯南町いじめ問題対応会議の会長は、一番親身に話を聞いてくれて、唯一救われ、被害児童のご家族や主治医も、大変感謝しているとのことでしたので、申し伝えます。

もう一つ、保護者が不満に思っていることを代弁します。以前町長に、母子登校して知った学校のいろいろな困りごとや、担任や支援員の大変さを主張した際、「現場の責任である」と言われたそうです。「子どもたちの声が聞こえるまちづくり」という公約との違いに不信感を持ったとのこと。全国的に、教職員の離職率が高くなっている中、現場だけの責任にするのは、あまりにも、無責任な発言だと感じたそうです。

保護者は今、重大事態の再調査を望んでいます。再調査は、町長が必要があると認めるときに行うことができます。今まで述べてきた状況から判断すると、保護者との信頼関係を築く第一歩として、再調査をする必要があると私は思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

答弁の前に、まず議員からは、私が保護者の方と面談した際の、現場の責任であるという発言で、保護者の方、不信感を持たれたと述べられましたが、私としてはどの発言がそう思われたのかわかりませんが、私は現場の担任の先生、そして支援員、サポーターの方ですが、そのご苦勞は十分に認識しておりますので、最初に申し上げておきます。

さて、重大事態、今回の件の再調査をとのことです。

私は教育長から、答申内容の報告を受け、いじめ問題対応会議の委員の皆さんには、慎重に審議していただき、当該保護者と代理人の意見を十分に聴取されて、親身になって答申を策定いただいたと思っております。

議員からは、保護者の方が、答申を作成されたメンバーや、内容への不満は持ちつつも、答申の提言については、申し分ない内容であったとおっしゃいました。

対応会議におきましては、この最終答申をまとめられる前に、代理人や保護者への説明や、また代理人からの意見書を受けて、追加調査も行われておりまして、答申に了承いただいているものと、思っております。

したがって私はこの答申をですね、尊重すべきと考えております。現在のところ、再調査する考えはございません。

それで、この再調査につきましては、法に基づく調査になりますが、これ附属機関を設置して、調査の結果にして調査を行うことができるということで、要はその答申の、についての調査ということになりますが、私はですねその答申を尊重ということで、先ほど申したとおりでございます。今は何よりも当該児童の気持ちを最優先して、この状況の改善に努めるべきであると考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

次の質問に移ります。

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら、効率的に働くことができるフレックスタイム制は、公務員にも導入されており、自治体の長が公務の運営に支障がないと認める場合に、希望する職員からの申告を経て、勤務時間を割り振ることができる制度です。育児や介護など、家庭の事情にあわせて働きやすくなることや、地域活動へ参加しやすくなることが期待できる制度です。

飯南町の子育て応援企業の認定基準にも、フレックスタイムによる勤務ができるかどうかの項目があります。

そこで、まずは役場がお手本になり、子育てをする職員を応援する意味でも、制度を導入してはいかがでしょうか。

また、これにより、部活動の地域移行や、その他の地域活動でも役場職員の活躍が期待できるのではないのでしょうか。フレックスタイム制の導入について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて役場職員にフレックスタイム制の導入をというご質問いただきました。

このフレックスタイム制は議員からもご紹介いただきましたとおり、職員の申告に基づき、勤務時間を割り振る制度であります。

全ての職員が、その勤務を要する時間帯である、コアタイム、例えばお昼を挟んでの、例えば10時から3時までとかそういう設定が、例なんです、コアタイムの有無、そして、始業時間や、就業時間の設定の幅など、現在導入をしている、自治体ごとに、この制度の内容は、様々であります。

それでフレックスタイム制の活用は、柔軟な働き方を推進し、職員一人一人の能力の発揮、また、ワークライフバランスの実現、健康の確保に資するものでありまして、ひいては、公務能率の向上や、多様な人材確保にもつながると思っております。

一方で、勤務管理の煩雑化、そしてコミュニケーション不足といったデメリットもございます。飯南町のようなですね職員数が少なく、1人ですね職員が複数の業務を受持ちながら、住民サービスを提供している本町におきましては、このフレックスタイム制の導入に当たっては、やはり、住民サービスの低下が起きないように、慎重に制度設計をしていく必要があると思っております。

住民サービスを維持しながら、職員の働きやすい環境を整えていくため、他自治体での導入状況、また、同規模の自治体での導入後の効果、課題などをですね、お聞きし、この、委員から提案いただきましたフレックスタイム制について、研究を進めてまいりたいと考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

次の質問に移ります。

病児・病後児保育場、飯南町子ども子育て支援事業計画では、令和4年度に開始予定とされ、「急な発熱などによる病気の子どもを預けられる体制を構築し、育児と就労の支援を行えるよう、関係課と協議を行い、早期の実現を目指します。」とあります。これまでどのような協議が行われてきたのか。進捗状況をお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩をいたします。

午前9時42分休憩

午前9時43分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて議員からは病児・病後児保育の実施について、ご質問いただきました。そしてその進捗状況ということでございます。

このことにつきましては、本町としても必要な施策と考えておりまして、これまで関係職員、住民課・保健福祉課・病院を中心に、この実施場所、そして施設整備、運営方法など具体的に検討してきております。

しかしながら、実施にあたりましては、いろいろ課題もありまして、スタッフとして専任の保育士1名、そして臨時保育士数名の確保が必要なこと、そして看護師を新たに雇用する、これは必要がないことから場所の問題ですが、飯南病院の付近での施設整備が望ましいこと。この2つの課題があります。この中でも、専任の保育士の確保がやはり困難であり、これまで実施に至ってない状況であります。

また病児保育とあわせて課題であった、この「産休明け保育」、こちらのほうもですね課題となっておりますが、これは令和3年4月から6か月の児童受入れをスタートしておりまして、こちらのほうを優先して実施するよう進めてきたこともありまして、この病児・病後児保育の具体的な検討については、まだ進んでないのが現状であります。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

町長も答弁されたように、この事業を開始するうえでの課題は、実施場所と人員配置だと思います。子育て世代にとって、便利で人員配置に有利な場所はどこかという視点で考えたとき、来島診療所の中で実施するとよいのではないかというアイデアが浮かびました。ここで病児・病後児保育をしてはいかがでしょうか。

来島診療所の近くには、飯南町社会福祉協議会、来島保健センターなどがあり、センターの中には、子育て支援センター「ほっとカフェ」や、ファミリーサポート制度で利用する部屋、みんなの居場所「ぷらっと」、中学生から青年期の不登校・ひきこもり支援をする「めだかの学校」などがあります。子育てと福祉の拠点といえる場所です。

ほっとカフェやファミリーサポート事業を持続的に行うためには、運営方法の見直しが必要な時期にあると思います。

また、社協が運営する「ぷらっと」が、開設日を増やしたいという意向をお持ちだと聞いています。これらの事業と、病児・病後児保育を合わせて、スタッフの確保と、配置を工夫すれば、住民にとってうれしいサービスを提供できるのではないのでしょうか。

このアイデアに対する町長の考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて議員からは、今のこの病児・病後児保育、場所として来島診療所、どうかというご提案であります。

来島診療所は、現在、「来島高齢者冬季宿泊センター」として、積雪の多い冬期間に、高齢者の宿泊場所として活用しております。

また、これまでの検討の中では、やはりその預かり児童の容態の急変にも対応できるよう、医師と看護師が常駐しております飯南病院の付近で実施することが望ましいと考えております。

また「ファミリーサポート事業」、そして「ぷらっと事業」のスタッフの活用についても、ご提案をいただきました。ファミリーサポート事業につきましては、これお願い会員とまかせて会員のマッチングによる児童預かり事業のため、緊急時の対応が難しく、事業実施は、やはり、常駐する保育士の確保は第1条件であると考えております。

町では平成30年から、保育士の資格取得に対する助成金や、就職時の支度金も整備し、人材確保に取り組んできました。

しかしながら支援が必要な児童も、増加傾向にありまして、4つの保育所運営に必要な保育士について、基準は満たしつつも正規職員として十分に確保できていない現状もございます。

将来的には、私がこういうふうに掲げておりますその「子どもたちの声が聞こえるまちづくり」として、定住対策や子育て支援策を進めていく中では、病児・病後児保育、必要な施策と考えております。早期に実施できるよう、検討を進めてまいります。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

今の答弁を聞いておりますと、病児・病後児保育についての認識がですね、少し間違っているというか、今、もう少し柔軟な体制づくりができるようになっておりますので、そのあたりのところもまた勉強してほしいと思います。

次の質問に移ります。

令和4年12月頃に、当時、飯南高校に在学中のお子さんがいた保護者と、次年度から飯南高校生になる予定のお子さんがある保護者に声をかけ、ほぼ全部と言える11家族18

名が賛同して提出された要望、「飯南高等学校（志々方面）下校バス便に対する要望について」が通らなかった理由をお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて志々地区の、その飯南高校生の通学の件について、質問いただきました。最初に、この「飯南高校下校バス便に対する要望」が通らなかった理由ということでの質問であります。

本町は、公共交通機関として「飯南町生活路線バス」、いわゆる町営バスを運行しております。飯南高校への通学に、この公共交通機関を利用される際は、原則、この町営バスを利用いただくこととしております。

町営バスは高校生の通学だけでなく、病院へ通院される方、そして三次方面やたたらば壱番地からの乗り継ぎなど、様々な方のニーズを踏まえつつ、財政面や運行いただいております町内事業所の人員体制の面から、持続可能な範囲で、今、運行ダイヤを組んでいるところでございます。

それで、この飯南高校のスクールバスは、「町営バスの運行時間では通学ができない場合」、あるいは「近隣自治体で、公共機関を利用して通学することができない地域、これは邑智、それから志学の場合」でございしますが、方面に対し、例外的に運行しております。

このことから、志々方面につきましては、通学が可能な「デマンドバスを含むこの町営バス」やスクールバスがあって、要望に関しては対応することが難しかったことからですね、ご相談いただいた保護者の方には、町営バスや既存のスクールバスを利用する方法をご提案させておりますし、説明もさせていただいたところでございます。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

特にお困りなのは、テスト期間中の下校時です。町営バスは定員オーバーになることがあり、どの便に乗れるかはバス停に行ってみないとわからないそうです。早い便に乗れば、飯南病院から志々方面に行く町営バスやデマンドバスを利用できますが、次の便になると、飯南病院のバス停付近で、長時間待つ必要があります。

要望があった後、来島のバス停付近、現場の状況確認はしましたか。バス待ちの学生が多く利用する来島交流センターなど、バス停付近の様子ができる方や、バスの運転手や保護者、生徒からヒアリングをして実態調査をしましたか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、このバスを利用する方の実態調査ということで、ヒアリングをしたかということでもあります。

この下校時に、町営バスの乗車までに時間がある場合は、町内の様々な地区の生徒が、この志々地区から通学する生徒と同様に、学校や図書館などで勉強等しながらバスの待ち時間を有効に活用されています。

それでこの町営バスの利用状況等につきましては、様々な方への聞き取りは行っておりませんが、随時その運転手に状況の確認等は行っております。

このバス停の状況、確かにテスト期間中に、クラスによって終わり時間はまちまちですが、あそこでかなりの生徒が待っておる光景も見かけたことも私もございます。

そして議員からは、乗りたいバスが満員で乗れないとの事例を説明がありました。その時々バスに乗れなかったという事案、これもお聞きしていますが、できるだけそのようなことがないように、極力そういったことを回避できるように、この運行体制に努めていきたいと思い、改めてその状況を確認したいと、これは考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

保小中高一貫教育だと聞いていたので、登下校も安心だと思っていたけど、実際に高校に通うようになってから、下校時の不便さが分かった。迎えに行けるように、仕事を調整したり、予定をあけておかなければいけないし、ガソリン代も高騰し、精神的にも、金銭的にも、かなりの負担があると聞いています。

志々地区には、定住促進賃貸住宅があり、子育て世代の入居を募集しています。現状を変えるつもりがないのであれば、入居希望者に飯南高校入学後の不便さを説明し、理解を得ておかないとトラブルになる可能性があります。志々地区の飯南高校生が安心して通学できるよう、改善する意思があるかどうかをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、この飯南高校へ通学に関する不便さの解消についてのご質問でございます。それで、バス通学の生徒で、下校時にバスを待つのは、これ志々地区の生徒に限らず、他の地区から通学する生徒も、バスを待つ時間は少なからずありますので、この志々地区を含む、全地域の課題を解消することは、現時点では困難であると考えております。

ただし、様々な観点から検証いたしまして、可能な限り運行ダイヤの改善、それには努めていきたいと考えております。

それで、移住のことで事前にそういったことをしっかりと伝えるべきということでございます。定住相談の際には、本町の場合は特に雪のことがありますので、除雪をすることの大変さなど、マイナス面もですね、包み隠さずお伝えするように、もちろんしております。またバスにつきましても、この議員がおっしゃいますように、移住してから、トラブルがないよう、できるだけ現状を伝えるようにですね、努めていきたいと考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

通学体制を改善するには、いろいろな検討事項があり、時間がかかることも予想されます。しかし、今既に困っている。不安を抱えている生徒や、ご家族がいます。

高校魅力化の観点から、町外の生徒にはスクールバスを出すのに、志々方面のご家庭への配慮がないというのは、おかしいのではないのでしょうか。

せめて、通学体制が整うまでのテスト期間中は、タクシーに乗り合わせるなどして、志々まで帰れるよう、緊急措置を講じる必要があるのではないのでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて志々地区のこの通学体制の改善についてでございます。

町営バスにおいては、高校魅力化の取組の中で、町外生の確保として、生徒が近隣自治体から町営バスを利用して通学できるようにすることも、運行ダイヤを設定する際の検討の一つとして考慮しております。

繰り返しになりますが、原則として町内生、町外生にかかわらず、飯南高校へバスで通学する際は、町営バスを利用いただいており、本町の高校魅力化の取組としまして、高校生の通学に係るバスの定期券を助成することで、町営バスを無料で利用できるようにしております。

志々方面の、このご家族への配慮がないとのご指摘をいただきましたが、飯南高校への通学につきましては、公平な考え方を持って対応してきておるつもりでございます。ご指摘いただきました件につきましては、志々地区だけでなく、様々な地区において、同様な状況にもあり、ご不便をですねおかけしていることもあろうかと、もちろん思います。

それで、本町の公共交通の課題の一つとして受け取らせていただき、現行の運行体制を検証する中で、必要に応じて対応したいと考えておりますが、この志々地区の通学体

制につきましては、バスの待ち時間や乗換えなど、ご不便を確かにおかけしていることも、議員からもございました。

しかし、そうしたバスをですね利用すれば、通学できる状況であります。提案のありました、タクシーを利用してということでございます。こうしたタクシーを利用して、補完する考えは今のところございません。以上です。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

住民の声に寄り添えていないことがとても残念です。保護者や生徒からヒアリングをしていないということなので、直接話を聞いて、今答弁された内容を直接お話しして、その反応をご自身で確認してほしいと思います。対話の場のセッティングをしますので、町長ご参加いただけますか。答弁をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から再質問いただきました。生徒、保護者、そうした私の意見交換、対話の場を設定すれば、出かけてもらえるかということですが、もちろん、私からも町としての考えをお伝えすることもできますし、皆さんからの思いも聞くことができます。

ぜひとも、そうした機会があればですね、ちゃんと出かけて行って、意見交換させていただきたいと思っております。

○10番（戸谷ひとみ） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時20分といたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） はい。4番。

まだまだ暑い日が続いていますが、この梅雨は大雨もなく、その後の台風も特に接近することなく過ぎていったことは、うれしい限りです。

ここに来て、気流の関係で、ほぼ毎日、町内のどこかで降雨があり、農家の方は、稲刈りに影響がと嘆いておいでになっていました。どうぞ災害を伴うようなかうでないことを願っています。

さて、今日は、6月定例会で伺った、産官学包括連携協定のその後について伺いたく思います。令和2年11月、飯南町、東京農工大学大学院、JAしまね雲南地区本部の3者で「産官学包括連携協定」を締結したことは、6月議会の一般質問でお話ししたとおりです。

町長は、「農業を軸とした人材育成と産業振興により、飯南町の持続する地域の実現ということから協定を締結している。加えて「産業が元気なまちづくり」を目指して、東京農工大学大学院と上智大学の共同研究として水と土壌調査を継続的に行い、コロナ禍であったためその結果はオンラインで町も説明を受けた。今後、町は更に踏み込んで農家の皆様との交流を通じて飯南町の実態を把握いただき、本町の気候、風土、水、土等々からこの町に適した品種、品目の提案や担い手不足の対策など、大学の知見を教授いただきたいと思っています。」と、お答えをいただきました。

令和3年度には、学生と教授、23名が現地調査に来所し、生産者と学生の意見交換会も実施されています。

また、東京農工大学大学院の「増田アドバイザー」のお話もありました。「もみ殻培土」を開発され特許もお持ちの方です。この「もみ殻培土」の試験利用、現地指導を受けているのは農事組合法人の2法人、そして個人は2人の方のみと聞いています。この指導には「増田アドバイザー」が度々おいでになって指導をいただいているようです。この増田アドバイザーは協定後の2年間だけではなく、それ以前にも数年おいでになり指導していただいていたようですし、町長がお話しになっていたように、今年も飯南町においでになり指導いただいているようです。

そこで、私が6月に続いて質問させていただくのは、町長のお答えに、「もみ殻培土」は軽量で作業性がアップし、効率化が図られるうえ、苗箱に入れる培土も少なく費用も抑えることができるものと思う。利用者の方からもいいということで聞いている。ただそれに応じた田植え機が必要になると思う。JA雲南地区本部においてもこの「もみ殻培土」の効果は確認しておいでになるし採算性などの検討がなされているが、結果はまだ出ていないと聞いている。また、商品化、製造の主体はJAと考えている。とのお話しもありました。

飯南町の農業全体のレベルアップを図るため、農業の高度化に関する指導、助言をいただきながら課題も多くあるが「もみ殻培土」の実用化に向けて検討を進めていきたい。とのお答えをいただいていたので伺います。

その後、JAの検討結果はどのようになっているのでしょうか。JAもここ1年は支店統合等の問題を抱えていたので、とても手が回らなかったかとは思いますが、その後の検討状況はいかかでしょうか。

この時期です。もう遅いかもわかりませんが、県も次年度予算計画をしている時期かと思えます。農業はわが町の主要産業です。積極的に農業振興を考えてみるべきかと思えますがいかがでしょうか。

町長は専用の田植え機が必要ともお答えになっていましたが、私が知るところでは現行の田植え機に特別なアタッチメントを取り付ければ可能なようです。

数年も経過しているこの件、前町長の置き土産とは言いながら、わが町のためと考え締結した協定です。私もコメ作りは素人です。絶対とは言えませんが、いいものであればもっと積極的に導入の手続きをすべきかと思えます。試験的とは言っても経費は掛かります。町としてもいくらかの予算措置は必要ではないでしょうか。

特に増田アドバイザーがお持ちの特許権、これを運用したい民間企業も多々あると伺っています。町としての立場もあろうかと思えます。いつまでも検討中、検討中と言っているわけにはいかないかと思えます。今後どのように進めていくのか伺いたいと思えます。

余談ですが東京農工大学は国立です。勿論、学力は必要ですが、地元の飯南高校生の推薦も受け付けていただくことも可能かと思えます。せっかくのご縁です。無駄にならないよう勧めていただきたく思えます。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、産官学包括連携協定のその後についてということで、6月議会に続きまして、ご質問いただきました。

最初に、この「もみ殻培土」の実用化に向けJAにおいて、その後の検討がどのようになっているかというご質問でございます。

6月定例会では、JA雲南地区本部で採算性などの検討がなされていると認識していると、私のほうから答弁いたしました。

その後ですが、もみ殻培土のこの採算性や、実用化を含め、JA島根として協議を進められる方向となったと聞いております。

これまで説明してきたとおり、製造商品化の主体はJAという考えに変わりはありませんし、産官学連携の上にある、この事業として、町もJAと連携して、この課題の克服に引き続き努めてまいります。

それで議員からは、必要な試験的な経費に対して、予算措置をとということもございました。まだその事業化のめどが立っていませんので、これは何とも言えませんが、将来

ですね農家へ導入、普及していく段階では、そのソフト的な支援もできないか、検討も必要かと思っております。

それで今後の進め方ということで問われております。これはJAの検討、これJAもちろん今、検討をしておりますが、それと並行する形になりますが、町でも、町内の「もみ殻培土」の実用化に向けた、この結論を出すべく、増田アドバイザー、そして有識者、また農業団体の代表、これはもみ殻培土を実際に使われる方です。それから、今実践しておられる農業者おられますので、こうしたもみ殻培土の実践者、またJA、そして私ですね、町長などで構成する、検討委員会を設置し、これは検討を加速してまいりたいと考えております。

それで最後に、東京農工大学への飯南高校生推薦枠の件についてでございます。ご存じのとおり東京農工大学は、産官学連携協定のもとで、飯南町のほうへ数年にわたってお越しいただいております。また、大学生と飯南高校生の交流も行われております。東京農工大学と、この飯南高校の連携につきましても、もみ殻培土の実用化に向けた、先ほど述べました、検討委員会の一つの検討事項として取上げ、交流を継続する中で、大学側の推薦の可能性、探っていきたいと思っております。以上です。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） はい。

お答えをいただきました。決してそれがどうこうじゃありません。言われるように、ただ、JAがと言っていて待っていると、JAさんなかなか答えを出してくれんのではないかなという気はするものですから、ひとつ町のほうで積極的に進めようという気があれば、進めていただきたいと。そうでないと、待つほうの立場からすればですね、いつまで待てばいいんだということになるろうかと思えますので、そこら辺りはひとつ、きちんと検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。町の取組の住民周知について伺います。

現在まちづくり推進課から「地球温暖化対策に関するアンケート調査」が行われています。これは町民1千人を対象に行われているようですが、内容が大変いいと感じました。アンケートの内容は特別なものではありませんが、アンケートの回答をするための参考資料がきちんと示されていることです。たとえば「省エネ、再エネ製品購入にはこのような補助があります。」とか「脱炭素に取り組むとこれだけのメリットがあります。」等々の資料が添付してあります。

ただ文書で書いてあるだけのアンケートであれば、回答するのも嫌になることがあります。実はアンケートばかりではなく、各種の補助金等の活用が便利になるよう、この度のアンケートのように説明入りでの冊子作りをされたらいかがでしょうか。

U・Iターン者には、このような補助があるが、このような義務もある。看護師・保育士等資格取得の学校に通うにはこのような補助と条件・義務がある。等々の一覧表が

あれば実に便利だと感じた次第です。

事実「都会から息子を田舎に返したいが、よそから来た人のように補助があればいいのに」とおっしゃっていたお年寄りがおいでになったことも事実です。それがこのように誰が見てもわかるような冊子ができていれば、ご子息が盆・正月に地元にお帰りになった時、案外目にしてUターンを考えられる方がおいでになるかも知れません。

色々している人口増の施策、その一つの方法として検討されたらいかがかと思えます。加えて言わせていただければ、この冊子での問い合わせ等は全て「まちづくり推進課」で対応いただいて、内容の詳しい説明はそれぞれの担当課にお願いする方法を取ってはいかがでしょう。

なぜなら、せっかく問い合わせに役場においでになっても「今日は担当がいないので」とかの返事を頂くこともしばしばです。「まちづくり推進課」の職員全員が承知していれば、後日出直すなどの無駄をしなくても済みます。この次からは専門の担当を訪ねるか問合せができるのです。これが住民サービスです。「役場は何人も人がいるがわかる者がいない」の苦情も減っていくと思えます。つまり初期対応が一番です。町長の意向でせっかくできた「まちづくり推進課」です。お客様対応窓口といってもいいのかとも思えます。

せっかく気の利いたアンケートが作れるようになったわけですから、できるものできないものもあるとは思いますが、「まちづくり推進課」の指導で、この手法を町の他課の事業にも展開していただければと思います。町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて町の取組についての住民周知について、ご提案をいただきました。

はじめに、今月 1 日に配付いたしました、地球温暖化対策に関するアンケート調査についてご紹介いただきましたので、少し触れさせていただきます。

この調査は、本町が、今年度から強化しております、脱炭素に向けた取組の一つでありまして、私も 3 月に、脱炭素の町宣言を行いました。

今回のアンケート結果を踏まえて計画を策定し、事業を進めていくことにしております。

それで 2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、町民の皆様のご意見を広く伺いたいと考えておりますので、このアンケート調査にご協力いただきますよう、どうぞお願いいたします。

議員からは、そのアンケート調査表について、詳細な説明書きを添えていることに関し、評価をいただきました。ありがとうございます。

その説明書きのような内容を生かして、各種補助金の説明が入った冊子をつくってはどうかのご提案でございます。

このことにつきまして、UIターンの促進につながるご提案であり、アイデアをいただいたと思っております。

しかしながらこの国、県そして本町独自の補助制度をまとめることは可能であると思いますが、各種補助制度につきましては改正もされます。それで、新たな制度、そして廃止される制度など、既に情報が、変化していくことから、その都度冊子を改定していくことは、なかなか対応が難しいのではないかと考えております。

それで、このことから、まずは、本町で強化に努めております情報発信の取組として、町ホームページに、補助制度の情報を充実させて、日々、変化する情報にも、対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

それで定期的に自治会文書を通じて、町の情報が、町ホームページから得られることを、各戸配布で情報提供したり、帰省されたご家族とのコミュニケーションを図られる際、ご利用いただけるような仕組みを検討したいと思えます。

それで、今町公式ラインラインですね、からのホームページへの誘導、こっちでも行きたいと考えております。

次にまちづくり推進課においてこの相談窓口の一本化ということで、ご提案をいただきました。本町の取組としましては、住民課において、転入転出時におけるワンストップサービスを行っております。このサービスについては、手続される方に好評をいただいております。

それで、今回は様々な制度等への問合せに対して、まちづくり推進課が窓口となつては、窓口を行ってはどうかというご提案でございます。

本町が行っている、全体の業務、まちづくり推進課の職員一人一人、なかなか全て把握する必要がそうした場合はあるわけでございます。もちろんご承知のとおり、広い分野、医療福祉、そして子育て、教育、農業、観光振興など、まちづくり推進課以外の、この業務を簡単に挙げましても膨大な業務が当然ございます。まちづくり推進課においてそうした、全ての内容把握はもちろん、難しいと考えております。

それで、議員からご提案いただいた趣旨を踏まえまして、町民の皆様が、どの課に尋ねてこられても、後日、出直すことがないように、担当者にスムーズにつなげ、そして、担当者がいない場合でも、対応できるよう、各課内のですね、情報共有、情報共有、また意識共有、こういったことに努めてまいります。

最後に、脱炭素のこのアンケートのような丁寧な説明等の手法についてのご提案であります。それで、今回、脱炭素のアンケート調査につきましては、民間業者に、企業のほうに委託して、ご提案いただいたものでありまして、その手法ですね、今回、本町においても大変参考になったところであります。

それで、アンケート調査自体につきましては、非常にボリュームがあったと思いますが、そういった面で町民の皆様にはご負担をおかけした面もあったかと思いますが、議員からは、そのアンケートの内容、ところどころでそういった丁寧な説明により、よく

伝わったということで、評価もいただいたと思っております。

こうしたことからですね簡潔にわかりやすく、そして丁寧に説明する姿勢は、他の業務にも対応できると思っております。各課で情報を共有し、今後の行政施策に生かしてまいりたいと思います。以上でございます。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） はい。

質問は終わりますが、実は、アンケートの話をしましたけども、1千人しか行っておりませんので、内容がおわかりにならない町民の方もおいでになろうかと思います。だからそこら辺はお断りしておきます。終わります。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

9番、平石玲児議員

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員。

○9番（平石 玲児） はい。9番。

それでは、議長のお許しを得まして、一般質問通告書に従って飯南町有害鳥獣被害防止計画についてお伺いをします。これは基幹産業の農業に関係のある重要な事項ですので、この1点に絞って、ご質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、狩猟について少しばかりお話をしたいと思います。現代の狩猟は、過去と比べて大きな変化が生じています。日本の狩猟の歴史をたどってみますと、縄文時代の人々は、狩猟と採取に依存し、生計を立てていました。弥生時代以降は、日本の社会は農耕へと移行しましたが、狩猟は農業と並行して行われていました。

中世は、武士が狩猟を娯楽として楽しむことや、庶民は肉や毛皮を入手して生計を立てることが一般的でありました。

現在放送中のNHKの大河ドラマ「どうする家康」でも、狩りの様子が再現され、放送されてきました。現代は、狩猟の規制が強化され、生態系の保護とあわせて、一部の野生動物、特にイノシシやシカ、熊などですが、これを管理するために、有害鳥獣駆除として行われています。

そして、レジャーやスポーツ、オリンピック種目にもありますバイアスロン競技や、クレー射撃などとしても楽しまれています。

また一部の地域では、伝統的な狩猟が続けられており、これも法律や、規則に従った方法で行われています。

それでは本題に入ります。

最初に、有害鳥獣の被害や出没状況、そして、その対応策などについてお伺いします。昨年まではよく、熊が出没するし、注意情報が、告知放送で流れていましたが、最近は告知も少ないように思われます。

しかしながら、依然としてイノシシやシカを見たというお話を、お聞きしますし、水田の中や法面、畦畔を荒らした跡も見受けられます。

出雲市の北側、日本海との間にあります日ご碕から平田にかけての、通称北山という、産地がございますが、ここは私が知るところでは、平成ひと桁の時代には、シカは生息していたものの、さほど被害はございませんでした。聞いていませんでした。

しかし、平成10年代になると、駆除もされてはいましたが、生息数が増え、増加し、農作物や樹木の被害も増え、20年代になりますと、麓の木々は皮を食い荒らされて枯れ、見るも無残なはげ山となった状況を見ております。そこで飯南町の状況は、いかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から有害鳥獣被害防止計画、またこの鳥獣対策全般について、ご質問ということで通告を受けております。それで今、この、被害状況、出没状況についてということでございます。

最初に、イノシシ、シカ、熊など、この有害鳥獣の出没状況や、農地などの被害について、また、被害対策における具体的な対応ということでのご質問でございます。

それで、熊の目撃情報、これを最初に説明しますが、令和4年度は10件でございました。昨年度。今年度はですね9月時点で今8件となっております。

それで、今、有害鳥獣と言われる主なイノシシ、シカ、熊の捕獲頭数について申し上げます。令和2年、イノシシが1,165頭、シカが62頭、熊は28頭。熊はですね、くくりわなであったりイノシシの箱わなにかかった錯誤捕獲であります。人家に近かったり、いろいろ被害をですね今後の想定して錯誤捕獲ということでの頭数であります。

令和3年は、イノシシが489頭、シカが78頭、熊が6頭。昨年、令和4年です。イノシシは658頭、シカが115頭、熊が9頭、特に、シカの捕獲頭数が増えて、増加傾向にある状況であります。

私も本当に1か月前ぐらいでしたけど、水田の川向こうの山、伐採して作業道がついてるとあるんですが、シカが4頭ですね。これは、小鹿も含めて駆け抜けました。そうした目撃して本当にもう繁殖活動といいますか、そういったことがですねこの町内で始まって、こうした頭数がですね、増えてきておると感じたところでございます。

それで農地の被害についてですが、農業共済の運用が変わっておりまして、収入保険

のほうに移行されたということで、農業共済を通して、鳥獣被害によるこの共済の被害額、また、被害面積の把握はちょっとできなくなっている現状がありまして、ただ報告をすることもございます。

令和元年度の水稲共済のデータをもとに、令和4年度の捕獲頭数で被害額推計値を算出しております。その数字はですね、令和4年、被害筆数が22件、被害面積が252アール。被害額、93万4千円であります。この鳥獣の種類、これはイノシシ、水稲の全て被害となっております。以上です。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

捕獲頭数から、捕獲したときに補助金が出るわけですけども、今の頭数からはじき出しますと、イノシシですと2年度が、1,747万5千円。令和3年度が735万5千円。シカですと令和2年度が93万円ばかり、3年度が、117万円ばかりですかね。ということで捕獲に対する補助金が導入されております。

この金額が多いか少ないかというのは費用対効果がどうかという、データも出てないのでわかりませんが、少なくとも、住民の安心安全、それから農地、山林は守られているのではないかと思います。

飯南町がこれまで取り組んでこられた捕獲や広域的な防護柵の設置により、農業被害として先ほど答弁がございましたが、少額で防止対策の効果としては、一定の効果が認められるのではないかと思います。

ちょっと、その中で、その対応ということもちょっと、質問しました。後のほうで、多分出てくるんじゃないかと思うんで、それはちょっとまた後説明していただくということで、次の質問に入ります。

農業施設被害の補償等、農地などの復旧というところで、先ほどもご答弁いただきましたけども、よく見かけるのが田んぼの中を歩き回ったイノシシの後であろう、侵入後ですね。ご存じだと思いますけども、先ほどもありましたように、農業被害の補償には、収入保険や、農業共済、農災などの補償があります。

収入保険は収穫量が平年に比べて、一定割合以上減少した場合に、減収量に対して共済金が支払われます。そのほか、支払い基準、補償単位、損害評価方法の異なる幾つかの引受け方式があります。これは一般的に一筆方式とか半相殺方式とか、全相殺方式と言われるものです。

いずれにおきましても、イノシシが歩いたり、寝転がったり、稲を倒したりぐらいの程度ではね、ほとんど補償されていません。農家の方もどうせ申告しても、補償はないと思われていて、申告を、諦めているところも考えられます。

データを見ますと、先ほどは、令和4年度の被害状況についてご答弁いただきましたが、私が調べた令和3年度ですね、の鳥獣による被害の現状ですね。水稲で0.35ヘクタ

ール 35 アールですね。それから被害額が 86 万 6 千円と小規模になっており、実際にはもっと多くの被害があるのではないかと推測されます。

一方で気になっているのがですね、法面やあぜばたですね。水路の脇などを掘り返して後です。あるところでは大きく、田んぼのあぜをですね、掘り返されていることから、水がためられずに、作付けを断念されたところもあります。補修がままならず、何年も放置されることにより、農地の荒廃が、始まるのではないかと心配をしています。

このような農地を保守、修繕するためにはですね、農家の皆さんは、おおむね自助努力で行っておられるところが多いと思います。こういった修繕をするためには、多面機能支払い交付金や、中山間地等直接支払い制度があるのですが、こういった補修にお金が回ってこないのが現状だと思います。

補助金制度を活用するという周知することと、農地と保全という観点からも、この制度とは別に、復旧に対する支援策をお考えではないでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほどの答弁の中で一緒にすべきでありましたが、議員から被害対策ということで今言われましたのでちょっと改めて申し上げます。

この平成 28 年度から令和 2 年度にかけまして、国の補助事業を活用いたしまして、これは町内で要望のあった集落に対し、事業を行ってきております。

事業の実績としましては、ワイヤーメッシュ柵 120 キロメートル、電気柵 110 キロメートル、箱わな 157 基を整備してきております。

それで、令和 3 年度以降は、この事業を休止しておりますが、地域の状況を確認し、また要望等を踏まえ、事業の再開について考えていきたいと思っております。

それで議員からは、補助制度の活用の周知と、この制度とはまた別の復旧に対する支援策ということのご質問であります。

議員のおっしゃるとおり、鳥獣被害における、農地、法面、この畦畔ですね。復旧については多面的機能支払交付金を活用して、地域において協議のうえ復旧していただくようになりますし、農作物の被害への補償については、当然、農業共済へご相談いただくということになります。

そして、今、議員からのご指摘でございます、これらの制度が、やはりその周知ができてないということで、協定の組織の役員の方ですね。そうした方しか、なかなかこの情報といたしますか、制度が知れ渡ってない。そうした情報かもしれませんので、町としても、さらなるこの制度の周知に努めていきたいと考えております。

また、既存の交付金制度とは別の復旧支援策については、まずはですね、そうした既存の交付金制度をしっかりと活用していただき、そのうえで復旧ができないところがあ

れば、それは状況を確認して、必要な対応を考えていかなければならないと思っております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

保全の、農地の保全という観点からも今の補助金の周知ということをしつかりまた、徹底をして、一層、周知を図ってもらいたいというふうに思います。

では次に移ります。担い手の確保のための助成について、お伺いをいたします。

現在飯南町では、狩猟免許取得のための補助金が用意され、免許取得に有利な条件となっております。飯南町猟友会に所属されておられる第1種猟銃保持者は18名、それからわな免許保持者は73名になっています。

飯南町の施策として、猟銃免許取得者には、銃器、猟銃の購入経費、講習費等の助成が行われています。これに比べて、わな免許取得者には講習費や捕獲具などに対する助成が薄いのではないのでしょうか。

地区によっては、助成をされておられるところもあるようです。このところよく、猟銃による犯罪が聞かれます。獣を殺傷させる能力があるわけですから当然人間にも同じ効力があり、ひとたび使い方を間違えると大変危険なものとなります。今年5月にも九州で、猟銃による殺人事件が起きました。

これでまた、猟銃保持に関する規制審査も厳しくなり、より一層、銃を持つ方が減るのではないかと思います。

また、確かにとどめを刺すには、猟銃を使われることが多いですし、先ほどありましたように、錯誤、熊が誤ってわなにかかった場合などはですね、遠距離により、殺傷できますので、有効なものと考えます。

熊は別として、とどめを刺すにはですね、これに変わった器具用具も、開発されております。こういった器具やわなに必要な資材の購入等の補助をされるお考えはないのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、担い手確保対策のための助成、わな免許取得者へ捕獲用具の助成がないかという質問でございます。

このわな免許取得費用は、確かに少額といたしますか額は少ないんですが、わなはやはり、箱わなであったりくくりわなを購入する費用、これが高額になるので、負担が生じると聞いております。

それで、猟銃にかわる止め刺しですね、止め刺し用具として、電気によるこの止め刺

し機も、今、開発・販売まで至っていると聞いております。そういったわなの免許取得者の負担軽減をしていくためには、そうした器具、必要な器具とは思いますが、これは猟友会と今後よく協議しながら、導入に向けた検討を行う、進めていきたいと考えております。

それで議員は先ほど地区によってはこの捕獲用具について補助をされておられるところもあるということでおっしゃいました。わなの購入につきましては、中山間直接支払事業で、購入経費であったり、免許取得・更新にかかる費用も対象とすることができますので、ぜひともその地域の取組みとして、中山間直接支払事業のほうでも購入を検討いただければと思います。

このことも、先ほどの制度周知が不足しているところだと思いますので、同様にですね、周知及び普及にですね、努めていきたいと思っております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

次に新規の防護柵の設置や、既存の防護柵の補修、シカに対する防護柵等の対策についてお伺いします。

飯南町は先ほども説明ございましたようにこれまでに、国の交付金を活用して、町内の広範囲に、メッシュの防護柵、電気柵とかを設置されてこられました。

前にも触れましたが、被害額こそ少ないものの、依然として、設置されていない場所や、壊れた隙間から進入しているところが見受けられます。

また、設置から数年がたち、雪などで押し潰されて、破損したところも見受けられます。そして、シカに対しては、現在の防護柵では効果がなく、その対策を考えなくてはならないと思っております。

町の計画では、令和6年度から、要望により、防護柵の整備を考えられておられるようです。

鳥獣被害防止総合対策交付金、そして森を守る上ですね、先般ありました森林環境贈与税の活用も考えられると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして新規の防護柵の設置であったり、この既存の防護柵の補修、また、シカに対する防護柵についてのご質問であります。

防護柵の設置につきましては、最初にいただいた質問でも答弁したとおり、要望や、新規対策が必要となった場合、この設置支援事業を再開していきたいと考えております。

それで防護柵の設置及び補修につきまして、これは、中山間直接支払事業、または多面的機能支払交付金で、この防護柵の購入経費が対象となりますので、そうした地域の取組としてご検討いただきますようお願いしたいと思います。

それでシカに対する防護柵についてですが、シカの被害状況は、現状では農地より山林で顕著に増えていっており、町内でも森林組合が管理いたします山林でシカの防護柵を試験的に設置しているケースがございます。

近隣の邑南町では、このイノシシ、シカの複合柵、下部と上部でワイヤーの間隔が違ったり、また上部が電気柵になっている柵等もあるようですが、そうした複合策で圃場を保護している例もあり、参考にしていきたいと思っております。

今、広島のほうから多分、飯南町のシカはですね、県境を超えて入ってきておると思いますが、広島ですね、北部のほうでは、そうした鹿の被害でメッシュの上ですねさらに高いシカの対策の方策、そうしたところ私も見ております。

このシカ被害を取り巻く情勢について本当に危機感を持ちながら、対策を講じていくことが重要であると考えておまして、鳥獣被害防止総合対策事業のメニューの追加、または森林環境譲与税も、原則、森林を守るための財源でありますので、その譲与税の活用も含めまして、このシカ対策において総合的な制度設計を考えていきたいと思っております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

シカについては、先ほど出雲市の通称北山の例も挙げましたが、必要となった場合というふうに、答弁がございましたけども、要望もあつたり、必要となったという、もう待ってからですね、予算を立ててやると多分手遅れになってしまうんですね。

被害が出ないうちにそういった施策、対策を講じるということが大事だと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

次に猟友会を基盤とした実施隊が編成されていますが、他の関係機関や団体との協力体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ご質問は、猟友会を主体とした実施隊が編成されているけど、他の関係機関や団体との協力はということでございます。

それで、実施隊の活動について、その対策の性質上狩猟または有害捕獲が可能な猟友会の会員で構成されております実施隊、これは議員ご承知のことだと思います。

それで、主なところでは、有害鳥獣捕獲の目撃があつた際の見回りや、クマの錯誤捕獲

あった際の処分対応に実施隊があたっております。

それで他の関係団体との協力ということにつきましては、もちろん先ほど申しました森林組合であったり、今の農地の関係であったらJA、共済、NOSAI、そういったところとは、連絡をとりながら、この対策について進めておるところでございます。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

有害駆除は実施隊の猟友会だけじゃなくてですね、町全体での取組が必要と考えます。これもお隣の美郷町のイノシシ対策をどうするかについて、地域住民の皆様の協力を得て実施していることをですね、NHKのテレビで放映されました。

見られた方も多いかと思えます。これは、人間の住むところと、獣の生息するところの緩衝地帯を設けるというものでした。具体的には柵の周りの草を刈ったりですね。耕作放棄地の草刈りをしたり、茂みなどの獣の隠れられる場所をですね、なくすというもので、草刈りがメインとなっていたと思えます。

しかしながらですね、これもやっぱり、高齢化で、草刈りもままならない地域も、あることと思えます。これに対して町は、住民や、地域自治会などとの協力を促進するために、施策をどのようにお考えでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からこの猟友会実施隊だけでなく町全体での取り組みが必要、そして、町民や自治会など協力を促進するための施策ということでご質問いただきました。

いわゆる、狩猟者でない方でも、町民や自治会など、町全体でこの対策を進めていく必要がもちろんあるとは思いますが、町、そして猟友会、各集落の皆様が協力して、この問題に取り組んでいくよう、この鳥獣対策に係る現状と知識を深め、広報等の周知であったり、それから地区研修会などを開催していきながらこの鳥獣対策の普及協力を図る必要があると考えております。

議員からは草刈りということでありました。草刈りがですね、周囲の協力で、もちろん必要なわけですが、大変な負担ということもあって、そのことが本当にできるかどうかは非常に難しいわけですが、例えばですね、狩猟者にかわって、わなを見回るですね、これ捕獲されていたらその狩猟者に連絡するような活動がですね、地域でできれば、少しでも、狩猟者の負担軽減につながるのではないかと考えております。

今、議員からの提案もありましたが、こういった取組がですね、本当に構築できるかどうか、猟友会、関係者、それから、集落といえますか関係する集落の理解も必要です。議論をですね、深めていきたいと思えます。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

答弁で地区での研修会とか、そういったやるというお話でございましたけど、中山間地域研究センターでも、やっぱりこういった研究をされておりまして、私ども集落でも、こういったところで研修を受けた経緯もございます。

ただやっぱり住民の皆様の、それに参加しようというですね、協力しようという意識がちょっとやっぱり、薄いところもありましてですね、参加率がちょっと悪かったです。やっぱりそういったところをやっぱり町としても皆さんに周知、自治会とかですね、そういったところにやっぱり周知をして協力を得ると。そういう講習会、研修会も参加していただくということをお願いをしたいと思います。

次にこれは前にも質問した担い手確保に通ずるところですが、猟友会の高齢化についてです。現在の猟友会の平均年齢は66歳という報告があります。よく聞くのは「もう年だからなかなか山に入れんようになったわ。」という言葉をよくお聞きします。

この高齢化によって猟友会の活動が制限されている可能性があります。猟友会の年齢構成を申し上げますと、20代が1%、30代が5%、40代が7%、50代が7%、60代70代がそれぞれ35%、80代が10%となっております。60代以上の方が8割を占めているというところなんです。

これが5年後にですね、新たな入会者が入らなかった、入会者がいなかったと仮定しますと、構成員が70代が最も多くなってですね、半数近くの47%。6割以上が70代となっておりますね、当然平均年齢もこれに従って先ほど66歳と言いましたけども、70代となります。

地域ごとの人員構成をちょっとお話ししたいと思うんですけども、志々地区がですね18%、それから頓原地区が30%、来島地区が24%、赤名地区が28%で、地区ごとですと、やや志々地区が少ないですが、ほぼ横並びのですね、会員数となっております。

冒頭の質問を始める前のさわりで触れましたけども、猟友会は猟を趣味として行うものが、集まった組織としてつくられています。組織の活動や後継者の育成などについては、その組織が自ら考えるものと思います。

しかし、有害捕獲許可は、猟友会の会員のみという制度にしているところや、実施隊を猟友会のみ relying しているというところもありますので、町として、このことを考える必要があるのではと思われまます。

高齢化現象に対して、どのような対策を検討されているのでしょうか。これに対してこれに関連して、若年層の参加を促進するための計画や施策はあるのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、猟友会の高齢化のことについてのご質問いただきました。

高齢化対策には、担い手の確保が必須の課題であると強く認識しております。先ほどの回答と答弁と重複しますが、町、猟友会、各集落の皆様が協力して、この問題に取り組んでいくよう、鳥獣対策に係る現状と知識を深め、広報等での周知や、繰り返しになりますが研修会など開催しながらですね、この鳥獣対策の普及・協力を図る地道な取り組みを行っていくことが、若い方が狩猟を知る機会となりまして、担い手確保には必要なことと思います。

それで担い手となる若年層の参加促進についてですが、先般の、議員もご覧になったと思いますが、広報5月号で若手狩猟者を紹介し、狩猟の利点欠点、若手狩猟者としての意気込みなどを語っていただき、あわせて狩猟対策の制度説明などを特集記事を取り扱いました。

こういった広報を、若い町民の方も含め見ていただくことで、狩猟のことを猟友会のことを理解してもらうきっかけになればいいのではと思っております。また若者が気軽に情報が入手できるよう、SNS等での発信も考えてまいります。

先ほど、今60代が80%、10年先は70代が中心となるということで、非常にこれは本当に飯南町だけでなく、全国的にこういった傾向にあるわけですが、何とか銃の持っていていただく方が増える方法ですね、これは本当に考えていかないと、本当にこの有害駆除等もできなくなりますし、このことは大変な問題だと認識しておりまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

答弁自民主義というところでもございました。

最初の質問で被害の状況とか（聞き取り不能）状況というところでお聞きして対策ということで街改善とか対策というところで、お聞きしたんですけど、その中で、多分出てくるかなと期待しとったんですけど、例えばICTとかですね。要するに、もう高齢なのでなかなか、見回れないと、地域の方に見回ってもらうという話もございましたけども、なかなか見て回れないからというところがやっぱりありまして、今農水省が出しますいろんな事例とかですね、それを取り組んでおられる中に、そういう例えば衛星を使ったものとか、ドローンを使ったものとか、赤外線とか、電波使ってもらうとか、いろんなやり方ですね。実際に家にいてですね、見て回れるというようなところもあって、高齢になってもですね、本当に取れたときに行けばいいっていうような施策っていうかね、もうやっていますので、そういったところもね、しっかり取り入れて、町としてですね、参考にして、取り入れていただければなと思います。

これがですね、猟友会の持続的な発展と、猟の文化継承のためですね、地道に、高齢

化対策、対策ですね真摯に取り組んでいただけることを期待しております。

次に捕獲した鳥獣の処理と利用についてです。飯南町には「グランディア赤名峠」という、イノシシ肉を加工し提供する施設があります。この施設の活用状況について、お聞かせください。また近隣市町との連携状況はどうなっていますでしょうか。

出雲市、佐田町にあります「出雲ジビエ工房&須佐や」に見学に行き、お話をお聞きしました。ここへイノシシを搬入するには、いろいろな制限制約があり、なかなか他の地域からですね、持ち込めないなと感じました。

美郷町も、テレビで放映されていましたが、ここは生け捕りのイノシシを処理するようですので、これもハードルが高いなと感じたところです。

こういったことを踏まえ、町として、ジビエ活用のための広域連携をどのようにお考えでしょうか。

また、先ほど高齢化という問題にも連携、関連しますけども、年間何十頭と捕獲されます、ほかの方のお話を聞きますと、捕獲した獲物を山から引き出すのは大変になってきたと。数頭は、自家消費するけども、あとは、埋設して、その穴を掘るのも大変になってきたとのことでした。

有害駆除といえども生きているものの命をいただくものです。なるべくですね廃棄とか埋設などを少なくして、ジビエ肉などに有効活用する対策と、広域連携によってですね、ジビエに利用されない有害鳥獣を引き取って、埋設場所の提供や焼却をお考えでは、ないでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

前段の質問で今の高齢化の対策のところでした、ちょっと補足しますがICTの活用について触れられましたが、町におきましては、今、県の事業を活用しまして、これはシカの対策ですが、山林にそうしたICTを活用した発信機等をつけてですね、見回りすることなく通報が連絡入るそうしたことも導入しております。ただ、これを全町的にイノシシも含めて、まだそういったところには至っておりませんので、これは今後の研究ということできさせていただきたいと思えます。

それで議員からは、捕獲した鳥獣の処理・利用についてのご質問いただきました。まずジビエの活用状況ですが、町内にあります処理加工施設におきまして、この処分された個体の一部が活用されております。年間は30から40頭程度のイノシシが処理されていると聞いております。また、広域連携、それから焼却・埋設ということで、ご質問いただきました。

このことにつきましては広域連携、現時点では具体的な取組みはないものの、今後の捕獲頭数の増加にあたって、やはり狩猟者への負担軽減を図る取組みであったり、処分

地の問題、これはどこの市町も抱えてる課題でありまして、担当課において、近隣市町と情報を共有している、この課題のですね、共有をしているところであります。

今後、この広域連携や一括した焼却・埋設施設の整備等につきましては、研究をしていきたいと思っております。

○9番（平石 玲児） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、13時といたします。

午前 11時32分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。午前中に引き続き一般質問を続けます。2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

議席番号2番、伊藤好晴でございます。本日は、町長と教育長に対しまして、2つの問題につきまして、質問通告をしております。よろしくお願いいたします。

最初に、「いじめを克服するために」という表題で届けておりますが、いじめに関わって質問をいたします。午前中に同僚議員が質問しておりますので、多々、重複する問題が出てくると思っておりますけれども、それはご了承の上で、ご答弁をいただきたいと思っております。

8月の22日、山陰中央新報で、飯南町で児童いじめ、学校対応不十分、保護者訴え、と題する記事が掲載されました。翌23日には、学校復帰へ慎重対応、飯南児童いじめで町教育長、こういう表題の記事も掲載されたわけでありまして、この件につきましては、テレビでの報道もあったようですが、私は視聴しておりません。

この件につきまして、何人もの町民の方から問合せがございました。町民の皆さんも、心を痛めていらっしゃると思います。本件は、いじめについて質問して、いじめの防止、あるいは啓発、この一助になればと思っております。

なお、今回報道された、いじめの対象になったお子さん、体調不良にもなって、学校へ通えなくなっていると聞いております。1日も早い体調の回復と、学校生活への復帰を願うものであります。

今回の事案につきましては、個人情報、プライバシーを侵害する可能性が十分にありまして、具体的な内容について、質問の中では触れません。

しかし、今日、学校だけではなくて、大人社会においても、いじめが横行しているのではないかと。そういう危惧を持っております。何とか未然に防ぎたい。こういう思いからの質問であります。

町長と教育長に通告しておりますが、町長には、一般町民の権利と生活を守る、こういう観点から、教育長には、小中学校におけるいじめ防止の観点から、答弁を求めます。

近年、いじめに関わる児童生徒の自殺問題が注目を集めております。教育の分野のみならず、社会的にも、深刻な問題として認識されるなどになりました。

文部科学省が、昨年10月に発表したいじめの認知件数は、61万5,351件で、コロナ禍で一斉休校が行われた前の年度より、9万8000件余り増え、過去最多となっております。新型コロナの蔓延が、この増加を招いたと見る方もいらっしゃいますが、重大な問題と私は捉えています。

いじめの内訳は、小学校で50万562件、中学校が9万7937件、高校が1万4157件、特別支援学校が2695件とのことであります。このほかに、認知されていないものも相当数あることが推測されます。実際のいじめの件数はさらに増えます。今回の調査では、自殺した児童生徒の数も示されておりました。小学生が8人、中学生が109人、高校生が251人で、合わせて368人です。

これまでも、いじめに関する研究されてまいりました。

いじめを防止するための、手がかりをうるために、いじめのありさまやいじめが発生するメカニズム、いじめ被害者及び加害者の個人的特性などを、明らかにすることを、試みる研究が行われてきましたが、一向になくなる傾向は見えていないのが現状であります。私は、いじめの対策として、時期に応じた対応が必要と考えています。

一つは、事前対策であります。これが1番重要ではないかと思っております。

いじめは、いじめられるほうが悪いのではないということ。

周りとは違うからといって攻撃してもよいということではないということをお話していく。

いじめは、心に一生と言ってよいほどの傷を与えてしまうことである。このことをお話をしていく。まず、この事前対策が、1番重要と考えています。

次に、いじめ発生時であります。常に、新しい状況を確認し、見ただけで判断しないこと。迅速に対応するが、当事者たちの気持ちを聞くことを、おろそかにしないこと。数人で援助チームをつくって、多種多様な角度から、どのような解決策があるかを検討していく。こういう必要があると考えています。

そして、事後処理です。引き続き、被害者と加害者の心のケアをしていくとともに、定期的な面談を行っていく。同じことが起きないように、今後の対策に役立てていく。このような対策が必要と考えています。

教育委員会として、あるいは町執行部として、どのようにお考えなのか、最初にお尋ねをいたします。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

議員のほうからは、先般の本町でのいじめに関する報道について、教育委員会のほうへは、小学校でのいじめ防止という観点からご質問をいただきました。

はじめに私から、この事案の経過や対応について答弁をさせていただきます。8月21日、本町の町立学校に在籍する児童の保護者が、教育委員会や当該校の対応について、記者会見をされました。当該児童は、飯南町立小学校に在籍する低学年の児童であり、今も学校に通えない状況が続いております。

保護者からは、当該児童へのいじめが原因であると相談を受けており、これまで当該校は児童と保護者へ丁寧に向き合い、懸命に対応してきましたけれども、いまだ状況の改善につながっていないことは、私としても大変心苦しく思っております。

なお、この事案につきましては、保護者からの申立てを受け、飯南町いじめ問題対応会議を設置し、事実確認や必要な対策について答申をいただいております。

教育委員会としては、この答申を重く受け止め、学校、教育委員会、児童の主治医、保護者とともに、当該児童の学校復帰に向けた話し合いを進めており、引き続き、当該児童の心理状態などについて専門的な助言をいただきながら、慎重に対応する必要があるものと考えております。今後も関係の皆様と連携して、何よりも、児童の気持ちに寄り添いながら、早期解決に向けて話し合いを続けたいと考えております。

また、学校でのいじめ防止と早期発見ということもおっしゃいました。午前中の質問にもございましたけれども、学校のほうでは、いじめに対するアンケート等を行って、早期に発見をするということ、そして、早い段階で解決につなげるということのを心がけているところでございます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、私のほうから答弁させていただきます。

今回の報道の経緯や現在の状況は、先ほど教育長が答弁したとおりでございます。それで今回の報道により、町民の皆さんは、動揺と大変な不安を感じられたことと思いますし、特に、町外県外の方には、この飯南町に対するイメージダウンにつながりかねない内容であったと認識しております。

議員からは、このいじめに対する一般町民の権利を守るという観点で、町の考えということでもあります。

いじめは重大な人権侵害であり、学校のみならず、地域社会全体で考えていかなくてはならない問題であると認識しております。

まずは、このたびの町内小学校でのいじめ問題について、教育委員会と連携して、早期解決に向けて取り組まなければなりませんし、本町の総合振興計画に掲げます、平等に暮らせる社会づくり、そして、基本的人権を尊重し、誰もが平等に暮らせる社会づくりを目指してまいります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

お二方から答弁いただきました。いみじくもですね、先ほど町長述べられましたように、我が飯南町は、町村合併で町をつくってから、子育てを支援してですね、今の田舎暮らしナンバーワンとかいうタイトルもらったりしてですね、子育てに対しては、非常に大きな力を発揮して、県内でもほかの町をですね、リードしてきた。そのように私は思っております。

ところが、先ほど町長も申されましたように、今回のこの報道、これは、これまで、せっかく子育て支援にたいへんな力と予算を投じてきた、この本町の努力を水泡にさせる。そういうふうな事態を招きかねない。そういうふうに思っています。別に報道が悪いんじゃないですよ。いじめが起こったこと自体が悪いわけですから。

私はですねそういう意味で、次のことを提案したいと思っています。町内に住む人全員がですね、このいじめを許さない、こういう気質になること。これ、非常に大きい、難しいと思います。しかしながら、これが非常に重要ではないかと思っています。子どもを持つ保護者の方には、もちろんでございますが、地域全体がいじめを考えていく。そういう対策をとることを提案したいというふうに思っています。

たまたま今回、通告書に埼玉県で配付されたチラシ、2枚付けております。保護者向けと、地域の方向け、2種類つくっております。たまたま、いじめ対策の実態を調べておりましたら、目に留まったものですから、それを通告書に添付をしました。

これが最良だとは思っていませんが、やはり、住民全体に啓発をしていく。この姿勢がすごく大事ななと思って今回取上げたわけです。

私は、自治体を挙げて、このいじめに取り組んでいく。そういうことをまず求めたいと思います。内容はいろいろあると思いますよ。本町なりの内容に、改めてそういうのを発行してもいいし、また、ほかの手段もあろうかと思っています。やっぱりその住民の方々への啓発を行うことで、地域住民の方々がいじめをしっかりと認識してもらおう。まずこのことが大事。そして、町内からいじめがなくなるように、ご協力をいただくことが重要だと思っています。

要するに、町を挙げて、いじめ克服に足を出すことを求めるものであります。答弁をいただきたいと思っています。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

はじめに私のほうから答弁させていただきます。議員から、いじめの克服に向けた啓発ということでご質問いただいております。

まず私のほうからは、学校現場の状況について答弁をさせていただきます。

飯南町では、国のいじめ防止対策推進法に基づき、飯南町いじめ防止基本方針を定めています。その基本的な考え方として、まずは、いじめ防止の観点から、いじめの未然防止、心の教育の充実、そして、まさしく議員言われました、町全体への普及啓発が盛り込まれています。

いじめはどこの子どもにも、どの学校でも起こりうる、そういうことを踏まえて、全ての児童生徒に心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むこととされています。

そして、いじめは決して許されないことへの理解を促し、お互いの人権を尊重する人権感覚を養うこととされております。

また、大人社会における体罰や虐待などの社会問題、あるいは家庭の事情、そういったことが、児童生徒のいじめを生み出す一つの要因であり、町長部局とともに力を合わせ、学校、地域、家庭が一体となった人権意識を高めていく必要があります。

まずは今回、本町で発生した学校でのいじめ事案の早期解決に向けて、関係者とともに力を合わせて取り組まなければならないと思っておりますし、今後、町長部局と連携した幅広いいじめ防止のための啓発活動に努めてまいります。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

私からは町全体の対応について、答弁いたします。

先ほど、教育長が答弁しましたように、飯南町いじめ防止基本方針にも、町全体の普及啓発が掲げられています。社会全体で、いじめは決して許されないという理念のもとで、町ぐるみの対策が必要であると認識しております。

ちょっと一つのこれは例なんですけど、飯南町では、各種団体と協力し、地域ぐるみで人権教育の推進に努めることを目的に、飯南町人権同和教育推進協議会組織されております。その協議会の人権啓発活動の一つに、家族でつくる人権標語というのがあります。これは、小学生とその家族で、保護者の方で、人権標語をつくっていただくもので、令和4年度も、128点の応募があったところです。これは、家族で人権について考えてもらうとても良い機会だと思っております。

飯南町といたしましても、こうした関係団体と協力し、いじめ防止を含む、人権尊重

についての意識を高めていきたいと考えております。

それで議員からは、埼玉県のチラシであります。保護者向け、それから地域の方向けということで、2枚お示しいただきました。このことにつきましては、参考にさせていただき、本町としてどういう形で啓発するのがいちばんよいかを検討し、いじめは決して許されないというメッセージをしっかりと発信していきたいと思っております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

余りしつこくですいませんけれども、町長からも、教育長からも決意いただいたような感じで私は受け止めております。ぜひともそれをですね、実現するために一步踏み出していきたい。

というのはですね、いじめの問題っていうのは、誰かひとりが何とかしようと思っても、取組は余りにも困難です。ひとりなんかでは太刀打ちができない問題だと私は思っております。できるだけ、多い方面からの視点、そういう視点で問題を見つめてですね、協力していく。いわゆるチーム援助、これが何より大切だと思っております。

私は、一人でも多くの方がいじめから救われること。そして、様々な方々がいじめ問題について積極的に介入できるような社会になることを願って、今回の質問を終わりたいと思っております。

次の質問に移ります。マイナンバーについてであります。

ご承知のように、マイナンバーカードは、身分証明書や公的個人認証サービスなどに、利用することができる。こういうふれこみで、取得は国民の任意として普及が図られてきました。

ところが、昨年10月、岸田首相は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止をして、マイナンバーカードに一体化させる。こういうふうに表明いたしました。マイナンバーカードと健康保険証の強引な一本化、これは、法律上任意とされているカード取得を義務化させるものにほかなりません。

マイナンバー制度の導入が決定されたのが、2015年の10月であります。7年11か月が経過しております。現在の普及率、本年7月現在、全国で70%であります。本町での普及率が発表がありませんので承知しておりませんが、何%でしょうか。まず、このことを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

マイナンバーカード制度についてご質問いただきました。

はじめに、本町におけるマイナンバーカードの保有率ですが、これ事務的な内容です

ので、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

本町におけるマイナンバーカードの保有率についてご質問いただきました。

マイナンバーカードの保有状況は、令和5年1月1日の人口4,560人に対して、令和5年9月3日現在、交付率、これが保有率になるものですが、81.58%、3,720人にあたります。

また、あわせて申請率ですが、85.29%、3,889人にあたるものです。このような状況となっております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。81.58%ということでした。全国平均よりもかなり、言ってみると、成績がいいといえますか、普及率が高いとは思いましたが、まだ2割弱の人が、持っていないんじゃないですかね。

多分、なかなかこれから遅々として進まないんじゃないかと思ってます。

全国でこういう風になってない、なかなか進んでないのは、国民の皆さんが、このカード必要としてないからなんです。

こないだ聞きましたけど、中にはですね、2万円ですよ。あとで言いますけども、それがもらえるということで、申し込んだ方も結構いらっしゃるんじゃないかと。

たまたまその人に会いまして聞きました。健康保険義務づけしておられますけども、使われますかと言ったら、僕はつかわんよ。これ何か持って歩いたら大変なことになるけん持って歩かれんしと言われましてね。使わない、そういうかたが多いんです。全国見てもそうでした。

そういうふうにはですね、カードが進まない、普及が進まないから、先ほど申しました。

政府は、マイナポイントという形で莫大な血税をばらまいたわけです。

政府として、マイナ保険証から個人情報を出さないと言っています。ところが、近年、大手の企業や金融機関などのシステム障害、情報漏えいのトラブルはずっと後を絶っていません。

また、個人情報保護委員会の説明では、マイナンバーの情報漏えいや、紛失などのトラブル、2021年までの5年間で、少なくとも3万5千人もあったと報告しています。

また、政府系の金融機関の顧客情報や、行政所有の個人情報が外部提供されるというルール違反、これも報道されております。

したがってですね、一つはマイナンバーによって、どんな情報が、どのように把握されて、情報がどう守られるのか。あるいは、自分の情報が流出したことを知ること

ができるかどうか。これも全く不明です。さっきも言いましたけども、極めて個人的な情報、これがひもづけられた。そういうことに対して皆さん、不安を持ってるわけです。だから持ち歩きたくない、使いたくない。こうなるわけです。

私は、ここまできて、来年10月に健康保険証が廃止されれば、義務的なんですよ。ですけどもともとは任意で始まったことです。ですから、任意のままマイナンバーカードが進んできたと思ってますが、本町の見解をお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いてマイナンバーカードの取得について、いいかどうかということでございます。私も、このカードの取得は任意であると認識しており、任意が原則であると考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

任意が基本だという答弁をいただきまして、ちょっと、私自身びっくりしてはいますが、もっと違う答弁かなと思ってましたので。当然といえば、当然。最初にマイナンバー制度が始まってから、カードの取得は個人の任意で行うということになってるわけですから。ところが、先ほど申しましたが、ちょっとちらっと触れましたけども、保険証にかえられるっていうことですね。

これはやっぱりね、マイナンバーカードをとにかく全国民に持たすのには、これしかないという考えから出たものじゃないかと私は思っています。

いわゆる保険証、持っていないと、医療機関かかれないわけですから、そうすると、保険証がなくて、マイナンバーカードが保険証と、健康保険とひもづけされておれば、それでもって病院に行かざるを得んわけですよ。

ところがですね、混乱は急ぎひどいです。これは全国保険医団体連合会、ここの行った調査では、オンライン資格確認システムを導入した医療機関のうちで、41%でカードの読み取り機が起動しなかったらしいんです。医療機関では大混乱になっておるということが報道されました。

さっきも述べましたけどもマイナンバー導入によって、トラブルが生じた際の対応や対策、これが示されていないのが現状であります。デジタル化の脆弱性や情報漏えい対策が不十分なまま、重大な事態を生じさせている。これが今の実態だと私は思っています。

先ほど述べましたように、マイナンバーによって、どんな情報が、どのように把握され、情報がどう守られるのか。あるいは、情報が流出したことを知ることもできるかど

うか。全く理解されていません。国民からも、医療現場からも、反対の声が上がって来ます。7割の人が、保険証とマイナンバーカード。保険証のかわりにマイナンバーカードを使うことに対して反対しています。

そういう意味から、カードの義務化というのは、個人の権利と個人情報保護の基本的な原則に反するものであって、このマイナ保険証の導入、これを中止するよう国に強く求めるべきだと思っています。町長のお考えをお聞きかせください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いてマイナ保険証の導入について、議員からは中止を求めるべきとのご意見をいただきました。

しかしながら、このマイナ保険証には、一つ、身分証明書と保険証が一体化しており、保険証を別に持ち歩かなくてもいい。2つ目として、入院時などに、この限度額以上の支払いが不要となる。これは、限度額認定証の発行が不要となるということでもあります。それから3つ目にですね、医療機関へのこの受診状況等について、マイナポータルからですね、自分で確認できるということでもあります。それから4番目として、マイナポータルから、この医療費の情報が取り出せることで、簡単に確定申告ができるというようなメリットもございます。

町民の方で、実際にこのマイナ保険証として利用されてる方もあります。議員からは、さっき、国民の70%は反対だというようなお話もございました。このマイナンバー制度は、社会全体のデジタル化を進める上で必要な基盤で、やはり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、よりよい医療の提供を目的として行われておりますが、私としましては、町民の方が安心してマイナ保険証を利用できることが重要であると考えております。

町民の皆様が、必要な医療を確実に受けられるよう、マイナンバーカードを保有しない方に対しても、適切に対応していただくよう県を通じて国に要望してまいります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

マイナンバーカードを持たない人に対しても、適切なはからいをしてもらうと、いうことを要請していくということを答弁いただきました。

先ほどの数字は、動かずにずっと来年まで行くかどうかわかりませんが、85%ぐらいの人しかカードを持ってないわけです。そうすると、もし仮に、保険証がなくなってしまうと、マイナンバーカード、マイナ保険証のやつは駄目だよと。言われた場合には、もうその人どうするんでしょうね。

何とか送付してもらおうということで要請をされると思うんですけども、そのことを今、政府が言っとるのは、マイナンバーカード保険証を持たない被保険者には、資格確認書を交付すると言ってます。それを持っていけば、保険証のかわりになると。

ただ、この資格確認書というのが、有効期限が1年です。毎年、自分で申請しないと再交付受けられません。忘れとったわって言うと、もう医療機関で通じませんから、10割払わなくてはならなくなる。保険証はどうでしょう。毎年、送りつけるというところちょっと語弊がありますけども、毎年保険者から送ってきますよね。そういう意味で、更新忘れないんです。どっちがメリットがありますか。

ですから、そういう意味からも、私は、町としては今までどおり保険証を発行して、国民保険制度を保障すべきというふうに思いますが、いかがでしょう。

これで質問終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からの再質問でございます。このマイナカード、先ほどもメリットを私から4点申し上げましたが、それで今後進んでいっても、今、委員は85%と言われましたが、もっと高い普及率も、町としては目指していきたいと思いますが、このカードを持たない人への対応、国は今、資格確認書ということで、これ発行を考えております。

今、おっしゃいました期限は1年。それから、自分で申請ということで、その有効期限も、切れてもわからないというようなデメリットといいますか、そういう決定もあります。

ただ、私としては先ほどから繰り返しになりますが、この導入について、もちろん否定はしておりませんで、これが推進されてほしいと思いますし、それから、繰り返しになりますが、そのカードを持たない人への適切な対応、これはですね本当に配慮が必要でございますので、そこんところをしっかりと考えていく。これが大事だと思っておりますので、そのことをですね、しっかりと国に伝えていきたいと思っております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

抜けてまして。私は最後に、来年も、マイナ保険証に切りかわったとしても、保険証さえあれば医療機関に診てもらえるわけです。

ですから、資格確認書ではなくて、保険証を毎年発行してくださいって言うんです。そこらへんいかがですか。さっき聞いてましたけども、答弁漏れであります。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。暫時休憩をいたします。

午後 1 時 4 2 分休憩

午後 1 時 4 3 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

答弁が漏れておりまして、大変申し訳ございませんでした。

議員からは、保険証を残してほしいということでもあります。これは、国は今、来年の秋に向けての切替え、この方針を変えないということで、岸田総理からも明確に発信されました。

それで、この保険証を残すということについては、町単独ではできないことでもあります。いろんな保健ももちろんありまして、それを、今私のほうから、できるとかできないとか言えるものでありませんので、これにつきましては、町ではできないということでもあります。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

5 番、高橋英次議員。

○5 番（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

5 番議員の高橋英次でございます。最後の質問者となりましたので、精いっぱい力を込めて、一般質問を行ってまいりたいと思います。

いつものようにちょっとお話をさせていただきます。最近感じたことをお話しさせていただきますが、特に今年に入りましてスポーツ界、各競技、日本国内また国際大会においても、選手の皆さん、個人、また団体にと、大変活躍されております。皆さんもニュース等でご存じと思いますが、私が特に印象に残っておりますのが、8 月ハンガリーで行われました世界陸上競技選手権大会、女子のやり投げですね。北口はるか選手。最終 6 回目の投てきで、見事な距離を出されまして、1 位とされました。

これはオリンピック及び世界選手権、マラソン以外の日本人女子選手として初となる、フィールド競技、フィールド種目、そして投てき種目での、金メダルということでもあります。

またコーチにかけよりとともに喜び合う姿、そして何よりは、私が思いましたのは、北口選手が日本の国旗であります日の丸を身に纏い、満面の笑みに満ちた誇らしげな顔、表情を見せてくれたことだこととあります。とてもすばらしく、私も心から喜び、感動いたしました。

こうしたことは、彼女に限らず、どの国の、どの競技においても、どの選手もよかった悪かったの成績にかかわらず、やはり、自分の国の国旗をかざし、まとめて、また競技が終えたほっとした安堵と、また誇らしげな姿を見ることがあります。

こうした光景を目にしたとき、私自身、以前にも増しまして、この生まれ育った日本を誇りに思う心を大切に、また、日本人としての矜持を持って、日々の生活に励まなければならないと改めて思うところがございます。以上ちょっと前段話をさせていただきました。すいません。

では、一般質問に入りたいと思います。本日の一般質問の内容であります、先般9月1日が防災の日であったことと、また、1923年、これは大正12年であります、そのとき起こりました関東大震災からちょうど100年目の節目に当たるということもありましたので、今回は防災関連の質問と、これは皆さん関心が高いと思いますが、私のところにも、各地区の自治会長さんなり、その地区で役をされて葬儀の役を担当されてる方が、いろいろお話にこられました。飯南町社会福祉協議会が現在行われています、霊柩車の貸出し事業を含めまして、これからの飯南町の福祉への取組について、順次、町長にお考えと方針を伺ってまいりたいと思います。

塚原町長が、町長就任以来、掲げておられます5つの重点政策があります。その2番目に列挙されておりますが、「安心安全なまちづくり」という項目があります。今回は、防災の面からの安心安全を掘り下げ、火災被害の拡大を防ぎ、被害の軽減に役立つ防火水槽に関連した事案を何点か伺い、防火水槽の重要性を訴えてまいりたいと思います。

住民の皆さん、それぞれに考え方には千差万別、十人十色いろいろ違いがあろうかと思いますが、まず私自身が考える、安心安全な生活の概念を大まかに申し上げます。

まず、一つ目ですが、雨対策をしのぐ住まいがあること。これは持家借家団地アパート、問わず、生活の拠点となる住宅があること。

そして、これは二つ目ですが、日々の家庭をうる作業であれ、仕事であれ、自営業であれ、働く場所があること。

そして、その作業、仕事に、また労働にと、いそしみ日々生活ができる、継続して生活ができる健康な体が維持していける、この三つのことをまずもってあげたいと思います。そして、総じて、安心安全なまちづくりとは、生活の基盤を守ることが肝要ではないかと考えます。これは塚原町長には、釈迦に説法と思って大変恐縮しておりますが、私はそう思っております。

幸いに本町には、人々の安心安全な生活を守るために、また多種多様な災害に対しま

して、対応し、対処するため、504 ページにも及ぶ、「飯南町地域防災計画」が定めてあります。

今回は、その「飯南町地域防災計画」を読み解き、質問を行ってまいりたいと思います。その「飯南町地域防災計画」、少し長いですが、項目を述べます。

第3編、地震災害対策編、第2章、地震災害応急対策計画、第9節、消防活動、1、地震火災時の留意点、オ、重要対象物の優先という項目があります。

その中で、「重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消火活動を優先する」と明記してあります。ここに市街地と規定してありますから、私が想像するに、取りあえず、赤名連担地、来島連担地、頓原連担地などを想像してみるわけではありますが、多くの家屋や商店、また公共施設など建ち並んでいます。密集して建物があるわけですが、それらを後回しにしてでも、優先的に消火活動を行うというわけですから、相当重要な対象物だと思うわけではありますが、ここで町長にお尋ねしたいと思います。

質問の1になりますが、その重要対象物とされているところの定義ですね。どのように定義づけされているのか。そして、その重要対象物とされるものが、本町、町内に幾つあるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から飯南町地域防災計画における、この重要対象物についてご質問いただきました。

まず、町内において火災が発生した場合の消防活動の考え方ですが、これは当然のことですが、人命の安全を最優先とし、また、延焼の恐れがある危険度の高い地域の消防活動を行うなど、被害をできるだけ少なくするよう活動を行うこととなります。

その中で飯南町地域防災計画では、地震による同時多発火災への対象として、先ほど質問いただきました重要対象物について記載されております。

それで、重要対象物の定義とその数についてのご質問でございます。火災の際に優先して消火活動が必要となる、重要対象物を定義した法令はありません。ございません。そのため、この重要対象物については、市町村においてそれぞれ判断することとなりますが、例えば、町内の指定文化財などは、この重要対象物に該当するものと思っております、また、広義ではですね、病院、学校、福祉施設、そして避難所、水道施設など、災害時に重要な役割を果たす施設や、資源も含めることができるものと思っております。それで町の地域防災計画は、国の防災基本計画及び島根県の地域防災計画に準じて、記載もしております。

で、町の計画には、重要対象物、具体的には定めておりませんので、その数について

もありません。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

答弁をいただきましたが、重要対象物、これは定めてないという答弁でございましたが、定めてないと言われますと、次の質問がしにくくなるわけですが、取りあえず質問の2に移ります。

先ほどお尋ねしたこれは重要対象物、認識と件数になりますが、これは定めてないからわからないということでございますね。今の段階では。緊急性を見たときにいろいろ出てくると。それを優先するべきものがあるということだと思いますが、大ざっぱにいろいろ今言われたものは、町職員、そして防災関係機関、例えば施設の管理者ですよね。例えば病院とか学校とか。そういう皆さんの間で、そういう情報の共有、これはもう即、優先的にしますよというような情報の認識というのは、お互いで共通認識としてあるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、この重要対象物を、関係者と認識が共有できているかという質問をいただきました。消防活動については、消防署であったり、消防団が中心になって行っておりますが、先ほど答弁したとおり、現在は具体的に重要対象物として定めたものはありませんので、関係の職員、町の職員であったり防災関係機関、そして、管理者でこの認識が十分共有できてないという状況です。

それで、同時に多くの火災が発生し、本当に複数ですね、消火活動が必要となれば、やはりこの重要対象物を定め、関係機関と共有することはですね、迅速な消火活動を行ううえで非常に大切であると考えております。

できるだけ早く、この重要対象物を定めて、具体的に関係者と情報を、情報共有を図るなど対応してまいりたいと考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

最初の質問で取りあえず重要対象物が今、特定されてないということでありましたので、質問の二つ目、次の三つ目も、なかなか問いにくいわけですがあるものとしてあるという答弁のもとに私の質問をつくっておりますのでないと言われれば、ないものはしょうがないのかなと思うんですが、取りあえず頭に浮かんだところの重要な対象物ですよ。そこを優先して消火活動に当たるということになれば、当然、それを優先的にす

る、消火活動を優先的に利するべく、環境整備がしてあるのではないかと思って質問を用意したわけですが、そういう重要対象物に該当する施設なり建物ですよね。それには、環境が整備してあるのかという質問でございますが、答弁できれば、答弁していただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩をいたします。

午後 2 時 0 2 分休憩

午後 2 時 0 6 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からこの優先対象物について掘り下げて質問をいただいておりますが、冒頭に答弁したとおり、具体的な施設の定めはないわけですが、もちろん最初に言いました、文化財であったり、公共施設、そういった施設はですね、これに該当していくということでもあります。

これを今からきちんと定めていきます。その上で、周辺環境整備がなされているかということではありますが、これについては、それが今、特定した施設については言えませんが、今文化財の関係でいえば、頓原にある民俗資料館がありますが、民族文化財が収納してある施設ですが、施設については、消防署と定期的な消火訓練、そうしたことは行っております。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

では次の項目の質問に移ります。これも先ほどと同じく、「飯南町地域防災計画」からの質問でございます。

この中に第4編、事故災害等対策編、第5節、林野火災対策計画、1、林野火災に強いまちづくり、(2) 消防水利の整備とあります。

ここで唯一、防火水槽に関する記述が出てまいるわけですが、その内容を申し上げます。

「森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるが、町はそれらを把握するとともに、防火水槽、河川水等の自然水位、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。」とあります。

そこで質問1です。町長は、ただいま現在の状況、これは適正配置であり、住民の安

心安全を十分に担っているとの認識でございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、消防水利についてご質問いただきました。消防水利の基準について、これはちょっと基準を言いますが、市街地または準市街地については消防長報告時に、防火対象物から水利までの距離の規定がありますが、それ以外の地域についての基準は定められておりません。で、本町では、議員が言われたように、この防火水槽、そして消火栓プールのほか、河川水等の自然水利やため池の利用などにより、消防水利の多様化を図り、適正な配置に努めております。

また、この消防水利については、毎年、消防団において状況を把握し、災害時に適切な対応ができるよう取り組んでいるところであります。

それで現在の配置状況につきましては、これは適切な配置ができているものと思っております。ただし河川からの消防水利等で、看板がですね、台風等の風で無くなっている場所もあります。で、防火水槽においても、40年以上経過したものもあります。そうした水利の状況の確認を行い、そうした看板がない等の不備がある箇所については、もちろん修繕を行い、有事の際に迅速な消火活動が行えるようにしておかなければなりません。住民の安心安全につながるようしっかりと取り組んでまいります。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

不備な看板等は、察急にやはり修理なり整備なりしていただきたいと思えます。

質問2に移ります。

町内の防火水槽の設置数におきましては、赤来地区では、上赤名8か所、赤名2か所、下赤名5か所、谷10か所、上来島8か所、小田真木4か所、野萱11か所、下来島の5か所で、防火水槽は計53か所、そして消火栓はゼロであります。

頓原地区では、都加賀3か所、花栗2か所、上区5か所、奥畑3か所、町区2か所、そのうち消火栓が4か所、町区で4か所、長谷にはありません。寺沢1か所、敷波1か所、佐見5か所、志々の14か所と消火栓7か所で、防火水槽計36か所、そして消火栓11か所を設置してあり、また、その他プールが8箇所あると、これ担当課にお伺いしております。

消火活動における水利の確保は、消火活動において最も重要視しなければならないことであると思っております。

先ほど答弁がありました。重要対象物、今歴史に関するものとか、病院とか学校とかおっしゃいました。それら各種ありますが、いろいろ見て随分ともとの自然水利からも、

離れて距離があるというところもあるかと思えます。防火水槽もないところもあります。プールからも遠い場所があるかと思えますが、ちょっと私の周りの例を挙げて申してみたいと思えますが、今盛んにこれ、農業、稲刈りが始まっておりますが、皆さんその刈取りを終えられますと、カントリーエレベーターに搬入されます。

ここには町内のうるち米が集まってそこで調整され、各地区へ販売されていくわけですが、集積基地ともなっております。

また、それとても大変重要な飯南町は、農業が産業ということもございまして農業を主なものは稲作り米づくりと思っております。そうしたことにおいてもとても大変重要な建物ではないかと思っております。

また、このあたり一帯は古市工業団地として、企業を誘致するために整備してあります。現在コロナ禍も落ちつき始めましたところ、これから、本町の経済も、まき直していくためにも、企業の誘致は必要となってくると思われれます。ぜひとも整備されましたこの工業団地、古市工業団地を活用していただきたいと思えますが、しかしながら古くより、この一帯は水利がなく、水路もありません。水に大変不便な地でありました。以前、古い人に聞きますと、一帯は昔は町並みも並んで、古市という名前ですから市がたって、いろいろ大変にぎやかだった町であったが、火事のために水利がなくて、全焼して、それ以降絶えたという話も聞いておりますので、昔から水がなかったんだなと思っております。

事ほどさように水、水利というのは大変重要なものだと感じております。冒頭からの質問を通じまして、塚原町長に一貫して訴えてまいりましたのは、何よりどのことにさしておいても水利の確保がいちばん安心安全な生活を守る上で重要ではないかということ、訴えてまいったわけであります。

そこで質問の3になりますが、今までくどくどと、防火水槽の重要性を述べてまいりました。その防火水槽設置を含めて、消防水利等による火災の消火など、消火活動に利する環境整備、要するに、消防水利の環境整備でございしますが、こうしたことは現在計画されているのかどうか、お伺いたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて環境整備、これは消防水利の特に確保ということで、質問いただきました。議員からは、赤来地域そして頓原地域の防火水槽等の消防水利の設置数について具体的に、述べられたところがございます。

それで、町として今どうかということでございますが、現在のところ、防火水槽等の新たな設置計画はありませんが、先ほど申し上げましたように、水利の看板等が取れておる、そういったところはすぐにします。それは修繕ですから、環境整備の一つですが、

水利の、先ほど古市の例も事例も紹介いただきましたが、その水利状況確認を行っていくうえで、今、やはり現在水利の不十分な地域、これがあればですね、これ調査のうえ、防火水槽、または消火栓、そういった整備を考えてまいりたいと思っております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

最後の質問になります。最後、霊柩車貸出し事業と、今後の福祉事業の展望はという内容でお尋ねしてまいります。

この質問も広義の意味では、安心安全なまちづくりに包含されるのではないかと思うところがございますが、現在、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会では、霊柩車貸出し事業を運営していただいております。私も両親が亡くなりました折には、都度、私どもの地区の方々のご協力をいただきまして、利用させていただきました。

しかしですね、その利用させていただいている霊柩車ですが、今後は、飯南町社会福祉協議会として霊柩車貸出し事業は行われたい、できない可能性が出てまいりました。まだご存じない方もおられるかと思っておりますので、かいつまんで、その内容と経緯をお話ししますが、現在使用している霊柩車ですが、走行距離はさほどいっていないということでございます。

しかしながら、初期登録からの年数が21年経過しているということ。さらには、老朽化等による故障のための修理を行うにしても、もう部品がなくなってしまうという可能性があります。

そこで、社協としては、車両の変更を計画し、中国陸運局島根運輸局に白ナンバーでの無料貸出し事業の運営について相談をされたそうであります。

しかし、その回答の内容が、運営継続にはとてもハードルが高い。そういった内容であり、事実上、継続困難と判断し、飯南町へこの実情を踏まえて意見を求める内容の文書を提出されました。

しかしながら、費用対効果の面と、町営火葬場の利用者からのみの無料サービスであることに対する、不平等性などを理由として、町としての支弁は困難である。そして民間事業者が運営する霊柩車がありますので、それを利用することを進める内容を示した文書での回答を受けたそうであります。

それを受けて、令和5年1月20日付けで、町の町内自治区長あてに社会福祉法人飯南町社会福祉協議会名で、「霊柩車貸出し事業の管理運営について」と題する文書配布を行っております。

その主な内容は、事業継続が困難になった事由を4項目述べ、さらに自治区長による各自治会への状況説明、そして地区住民の意見提出を求めることを示し、その意見を集約した後、社協としての組織決定をしたいという内容の文章でありました。

社協では後日、各地区から出された意見を集約した文章を令和5年5月31日付で町へ

再度、提出されたようでございます。そして今に至っております。

以上、この霊柩車貸出し事業の管理運営の現状をできなくなるということの説明のもと、町へどのように働きかけられたか説明してまいりましたが、私が間違った理解をしているか所があれば、訂正していただきたいと思っております。

そこでまず、それを踏まえての1問目の質問でございますが、塚原町長には、飯南町の福祉事業を推進していく最高責任者として、この事案に対する最終的な意思意見をお伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から飯南町社会福祉協議会が実施されておりますこの霊柩車貸出し事業の廃止についてのご質問をいただきました。

まずはじめに、社会福祉協議会が集約された自治区からのご意見を拝見し、特に赤来地域においては、霊柩車の配備に対する町民の皆様からの強い要望を改めて感じたところであります。そして、町で霊柩車を配備することが可能かどうかについて、これまで検討を行ってまいりました。

町で霊柩車を配備する場合の手続きについて、中国運輸局に確認したところ、全額町費負担で運行する場合を除き、町が中国運輸局へ、これは「一般貨物自動車運送事業」という許可でございますが、この許可を取り、事業として実施する必要があるということでありました。

また、この一般貨物自動車運送事業においては、現在、委託による運行はできないようでありまして、町から委託してその業者が事業を実施するということはできないということで、運行責任者、これは職員になります。

それから、運行責任者の配置であったり、それから運転手の職員、この確保が必要であるという回答がございました。町で実施するためには、霊柩車の運行事業に係る職員を新たに採用し、365日、これは休みも関係なく、そういった事案は出てきますので、運行に対する体制を整えなければなりません。

これまで社会福祉協議会の霊柩車は、町営火葬場利用の際に、主に利用されておりますが、本町では、三刀屋斎場の利用者もあります。これは利用料を支払ってですね、霊柩車を利用されております。

したがって、町で霊柩車を配備したとしてもですね、公平性の観点、そうしたこと、そして、利用料の徴収、これは必要ではないかと考えております。

それで今、町営火葬場の利用ですが、年間50から60件未満でございますが、1か月あたり約5件の利用となっております。

霊柩車はご遺体の移送以外に使用することは難しいため、この1か月あたり5件の利用、

このことに対しまして、車両もちろん専用の用意しなくてはなりませんし、車庫の整備であったり、運転手の確保、そうしたことで事業を実施することになります。

これらの事業実施にかかる費用から見ても、一定の利用料の徴収は必要でありまして、民間事業者が設定されております料金体系と変わらない状況にもなると考えております。

県内では、民間事業者が全く存在しない2自治体が、先ほど言いました「一般貨物自動車運送事業」の許可を取られ、実施されているようではありますが、民間事業者の利用が可能な本町においては、そうした民間事業者の霊柩車を利用することもできると思います。

これらのことから、町での事業実施は困難であり、本町としましては、民間事業者が利用可能である以上、まずはですね民間事業者の霊柩車をご利用いただきたいと考えておりまして、今回、社会福祉協議会の霊柩車貸出し事業の廃止は、やむを得ないものと考えております。

それで先般5月31日に、社会福祉協議会から提出された文書に対して、本町から8月31日付けで、正式に回答もしております。今回の結論に至るまで、私もじゅくこうを重ねた上での決断でといいますか判断であったと思っております。

こうした、民間の、民間といいますか、これまで行われてきたサービスができなくなって、それをどうしていくかということでの問題であります。本当にこのことについて、判断としましては、町として困難ということで判断いたしました。このことにつきまして、ご理解いただければと思います。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

苦渋の判断であったというふうに理解したわけですが、言われるようにまだ幸いなことに民間の事業者の方が運営しておられますので、それを使用しなさいということだと理解しておりますが、まだ、赤来地区の中には、まだ残念だなと思われる方もおられますので、私も説明はして、そういう方にはお話をしてみたいと思います。

町としても最後の苦渋の判断だということをおっしゃったので、町民の方もそこで納得されるのではないかと思います。次第でございます。

2問目の質問になります。

これが最後の質問になりますが、先ほど申し上げましたように、これから財政面とか事業の費用対効果などを含め、人口も減ってまいります。高齢者の方も当然減ってまいります。そういうことも含めてこれから、いろいろな総合的な判断のもと、これからは福祉事業の取捨選択も先ほどのように、入ってくるのではないかと思います。次第であります。

大変下を向いたような話になりますが、（聞き取り不能）考えれば、いろいろ財政面、大変困難な税収とか交付金とかのことも考えましても、大変財政厳しくなってくると思います。

そうした中で、町長のこれからの福祉事業全般への取り組み、こういった姿勢でこの福祉事業全般に取り組んでまいるのか、その姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

引き続き、福祉事業全般の取り組みについてご質問をいただきました。

福祉事業の分野、本当に幅広いものがありますが、現在、町では行政報告でも述べさせていただきました「飯南町高齢者福祉基本計画」の策定に取り組んでおり、この中で、本町における将来的な福祉事業全般についても検討していくこととしております。

特に、町内にある福祉施設の老朽化も踏まえて、町全体としての施設の適正規模や、また、在宅ケアも含めた福祉事業のあり方、必要な支援について、関係団体の皆様とも意見交換をしながら進めております。

それで、先ほど、委員からも人口減少、そうしたスケールダウンのことも少し考えていかななくてはもちろいけません。要は、限られた人材で、住民ニーズに沿いながら、本町にやっぱり欠かせない福祉サービスというのはあります。それについては、必ず維持していくよう今後も取り組んでまいります。以上です。

○5番（高橋 英次） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、本会議は、22日、午前9時から再開をいたします。

ご苦勞様でございました。

午後2時35分散会
